

安城市地域防災計画

地震災害対策計画編

令和7年度修正

安城市防災会議

目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	3
第2章 本市の特質と災害要因	5
第1節 本市の地形・地質	5
第2節 本市における既往の地震とその被害	6
第3節 社会的条件	6
第3章 被害想定及び減災効果	8
第1節 基本的な考え方	8
第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果	8
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	15
第1節 防災の基本理念	15
第2節 重点を置くべき事項	16
第5章 市及び各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	18
第1節 実施責任	18
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	19

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	27
第1節 防災協働社会の形成推進	27
第2節 消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	28
第3節 企業防災の促進	31
第2章 建築物等の安全化	34
第1節 建築物の耐震推進	34
第2節 交通関係施設等の整備	36
第3節 ライフライン関係施設等の整備	39
第4節 文化財の保護	45
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	46
第3章 都市の防災性の向上	48
第1節 都市計画マスタープランへ等の位置づけ	48
第2節 防災上重要な都市施設の整備	48
第3節 建築物の防火促進	49

第4節	災害に強いまちづくりの推進	49
第4章	液状化対策・土砂災害等の予防	51
第1節	土地利用の適正誘導	51
第2節	液状化対策の推進	51
第3節	土砂災害の防止	51
第4節	被災宅地危険度判定の体制整備	52
第5節	宅地造成等の規制誘導	53
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	54
第1節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	54
第6章	避難行動の促進対策	61
第1節	津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	61
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	61
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	62
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	63
第5節	避難に関する意識啓発	65
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	67
第1節	避難所の指定・整備等	67
第2節	要配慮者支援対策	71
第3節	帰宅困難者対策	75
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	77
第1節	火災予防対策に関する指導	77
第2節	消防力の整備強化	78
第3節	危険物施設防災計画	78
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	79
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	80
第9章	津波・浸水等予防対策	81
第1節	津波対策に係る地域の指定等	81
第2節	津波防災体制の充実	81
第3節	津波防災知識の普及	83
第4節	津波等防災事業の推進	84
第10章	広域応援・受援体制の整備	86
第1節	広域応援・受援体制の整備	86
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	87
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	87
第4節	防災活動拠点の確保等	88
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	89
第1節	防災訓練の実施	89

第2節	防災のための意識啓発・広報	92
第3節	防災のための教育	94
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	96
第12章	震災に関する調査研究の推進	98
第1節	震災に関する調査研究の推進	98
第3編 災害応急対策		
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	101
第1節	防災組織計画	101
第2節	災害対策本部の設置・運営	103
第3節	職員の派遣要請	109
第4節	災害救助法の適用	109
第2章	避難行動	111
第1節	津波警報等の伝達	111
第2節	避難情報	114
第3節	住民等の避難誘導等	116
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	119
第1節	被害状況等の収集・伝達	119
第2節	通信手段の確保	124
第3節	広報	126
第4章	応援協力・派遣要請	129
第1節	応援協力	129
第2節	応援部隊等による広域応援等	132
第3節	自衛隊の災害派遣	133
第4節	ボランティアの受入	135
第5節	防災活動拠点の確保等	136
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	136
第5章	救出・救助対策	138
第1節	救出・救助活動	138
第2節	航空機の活用	138
第6章	消防活動・危険性物質対策	140
第1節	消防活動	140
第2節	危険物施設対策計画	141
第3節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	142
第4節	毒物劇物取扱施設対策計画	143
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	144
第1節	医療救護	144

第 2 節	防疫・保健衛生	147
第 8 章	交通の確保・緊急輸送対策	150
第 1 節	道路交通規制等	150
第 2 節	道路施設対策	153
第 3 節	鉄道施設対策	154
第 4 節	緊急輸送手段の確保	156
第 9 章	浸水・津波対策	158
第 1 節	浸水対策	158
第 2 節	津波対策	158
第 10 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	160
第 1 節	避難所の開設・運営	160
第 2 節	要配慮者支援対策	164
第 3 節	帰宅困難者対策	165
第 11 章	水・食品・生活必需品等の供給	167
第 1 節	給水	167
第 2 節	食品の供給	169
第 3 節	生活必需品の供給	171
第 12 章	環境汚染防止及び地域安全対策	173
第 1 節	環境汚染防止対策	173
第 2 節	地域安全対策	173
第 13 章	遺体の取扱い	175
第 1 節	遺体の捜索	175
第 2 節	遺体の処理	175
第 3 節	遺体の埋火葬	176
第 14 章	ライフライン施設等の応急対策	178
第 1 節	電力施設対策	178
第 2 節	ガス施設対策	180
第 3 節	上水道施設対策	181
第 4 節	工業用水道施設対策	182
第 5 節	下水道施設対策	182
第 6 節	通信施設の応急措置	183
第 7 節	郵便業務の応急措置	186
第 8 節	ライフライン施設の応急復旧	186
第 15 章	住宅対策	188
第 1 節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	188
第 2 節	被災住宅等の調査	189
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	189

第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	190
第5節	住宅の応急修理	192
第6節	障害物の除去	194
第16章	学校における対策	196
第1節	津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	196
第2節	教育施設及び教職員の確保	197
第3節	応急な教育活動についての広報	198
第4節	教科書・学用品等の給与	198
第4編	災害復旧・復興	
第1章	復興体制	201
第1節	復興計画等の策定	201
第2節	職員の派遣要請	201
第2章	公共施設等災害復旧対策	202
第1節	公共施設災害復旧事業	202
第2節	激甚災害の指定	204
第3節	暴力団等への対策	205
第3章	災害廃棄物等処理対策	206
第1節	災害廃棄物等処理対策	206
第4章	震災復興都市計画の手続き	208
第1節	第一次建築制限	208
第2節	第二次建築制限	208
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	209
第5章	被災者等の生活再建等の支援	210
第1節	罹災証明書の交付等	210
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	210
第3節	被災者への支援金等の支給、税の免税等	211
第4節	住宅等対策	213
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	214
第1節	商工業の再建支援	214
第2節	農林水産業の再建支援	214
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
第1章	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	215
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	215
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	215
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	218

別紙 東海地震に関する事前対策

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	223
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	223
第2節 東海地震に関連する情報	224
第2章 地震災害警戒本部の設置等	226
第1節 地震災害警戒本部の設置等	226
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	227
第3節 警戒宣言発令時等の広報	230
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	233
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	235
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	235
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	236
第4章 発災に備えた直前対策	239
第1節 避難対策	239
第2節 消防、浸水等対策	241
第3節 社会秩序の維持対策	242
第4節 道路交通対策	242
第5節 鉄道	245
第6節 バス	247
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	247
第8節 生活必需品の確保	251
第9節 金融対策	251
第10節 郵政事業対策	253
第11節 病院、診療所	254
第12節 百貨店等	254
第13節 緊急輸送	254
第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	255
第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策	257
第1節 道路	257
第2節 河川	257
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	257
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	259
第5節 工事中の建物等に対する措置	259
第6章 他機関に対する応援要請	260
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	260
第2節 自衛隊の地震防災派遣	260

第3節	消防機関相互応援体制の整備	261
第7章	市民のとりべき措置	262
第1節	家庭においてとりべき措置	262
第2節	職場においてとりべき措置	263

第1編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、市は、国・県等との有機的なつながりのもとに、都市の防災上の改善施策を進めるとともに、市民、地域及び市内事業所・団体等の積極的な自衛協力体制を醸成しつつ、総合的かつ計画的な応急対策その他の防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震から守ることを最大の目的とする。

また、この計画を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定める。

- 1 安城市、公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 地震災害の予防（警戒宣言発令時等に伴う対応を含む。）、応急対策及び復旧に関する計画

第2節 計画の性格

1 地域防災計画 地震災害対策計画編

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災害対策基本法」という。）第42条の規定に基づき、安城市防災会議が作成する「安城市地域防災計画」の地震災害対策計画編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画は、地震災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び各防災関係機関等がとるべき基本的事項を定めるものであり、各防災関係機関等は、それぞれに防災業務計画を策定し、その内容の周知と具体的施策の推進に努めるものとする。
- (3) この計画は、本市をとりまく諸条件の変化を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項に基づき「東海地震の地震防災対策強化地域」（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において、

- ①地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ②東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ③東海地震に係る防災訓練に関する事項
- ④東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画

と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕

本市は、大震法第3条第1項に基づき、平成14年4月24日に強化地域に指定された。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、平成26年3月28日に推進地域に指定された。

4 他の計画との関係

(1) 安城市水防計画・愛知県水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び「安城市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

(2) 愛知県地域強靱化計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ア 県民の生命を最大限守る
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ 迅速な復旧復興を可能とする

(3) 安城市国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、安城市国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア 市民の生命を最大限守る

イ 地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ 迅速な復旧復興を可能とする

(4) 安城市地震対策アクションプラン

市は、地震防災戦略に沿って、市、関係機関、住民等による様々な被害軽減策を実施するための数値目標等を定めた地域目標を「安城市地震対策アクションプラン」として定めるものとする。

〔地震防災戦略〕

被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される。

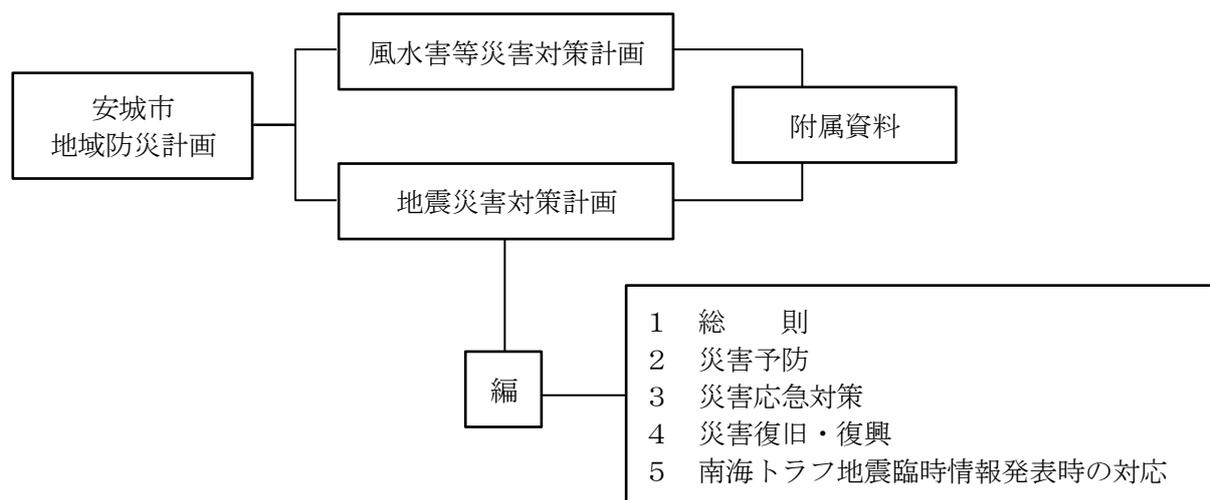
このうち減災目標の達成のためには、地方公共団体の参画と協力が不可欠であることから、関係地方公共団体においては、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとされている。（平成17年3月30日中央防災会議にて決定）

第3節 計画の構成

この計画は、災害対策の基本である「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことを柱として構成する。

構成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

図第1-1 安城市の防災計画の体系図



第2章 本市の特質と災害要因

第1節 本市の地形・地質

安城市は、愛知県のほぼ中央にあたり西三河平野の中心をなす位置にある。周囲は、東が岡崎市、南は西尾市、西は刈谷市・高浜市・碧南市、北は豊田市・知立市に接しており、岡崎市・西尾市との間の一部が矢作川により区切られていることと、碧南市との間に油ヶ淵及び長田川による区切りがあるぐらいで、特に目立った地理的境界はみられない。

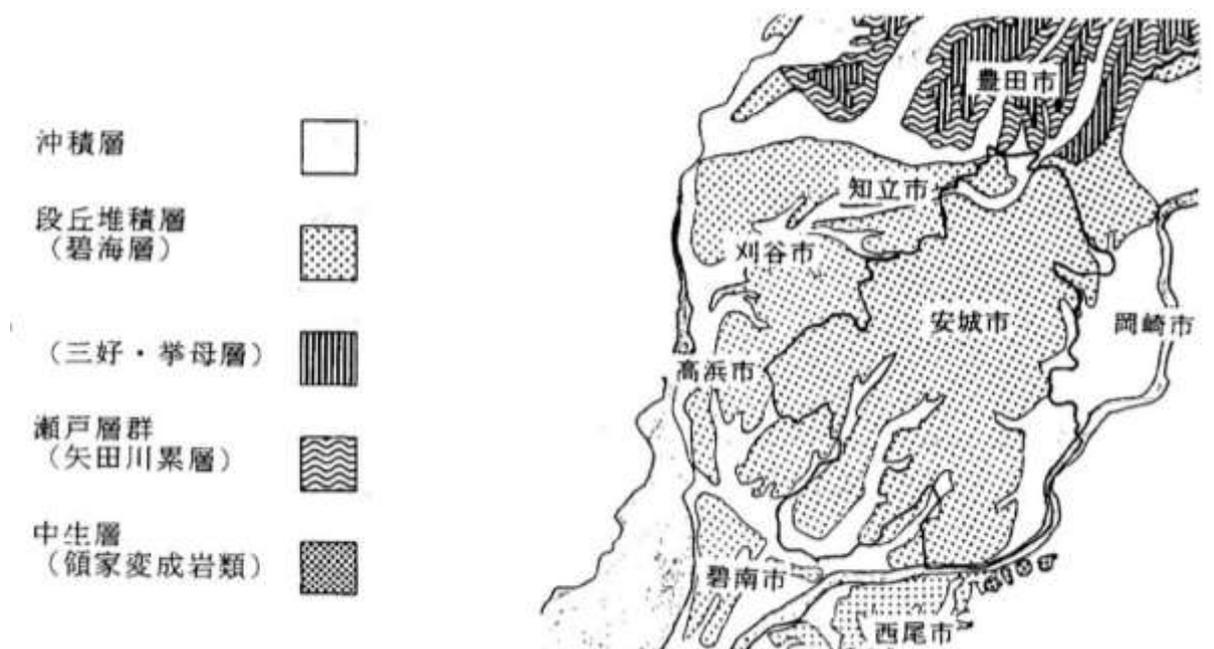
西三河平野の主要部は、洪積台地によって占められている。この台地は高位から三好面、挙母面、碧海面、越戸面の4地形面に分けられ、安城市の主要部は碧海面にのっている。

碧海面は、西三河平野において最も広い面積を占める台地であり、矢田川累層あるいは花崗岩を直接におおう堆積物、すなわち碧海層からなっている。碧海層の層厚は豊田市域のあたりで3～8m程度あるが、安城市域より下流部では、少なくとも20m以上に及ぶものと推定されている。碧海層の分布区域のうち、砂礫層で構成される東海道線以北の地域は、極めて良好な地盤であるが、それより南の地域では、砂層・シルト層・粘土層で他の段丘・丘陵構成層と比べてやわらかい地層である。

地形的には、標高差約30mと平坦で、海岸線もないことから近隣市と比べると地震による地滑りや津波による被害の心配は極めて少ない。

なお、市域内に活断層の存在は、確認されていないが、近隣には豊田市から大府市を経て西尾市に至る猿投―高浜断層帯が、西尾市から蒲郡市にかけて深溝断層等が確認されているため、本市においても内陸直下型地震による被害が想定される。

図第1-2 表層地質図



第2節 本市における既往の地震とその被害

愛知県は地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。

表第1-1 三河地方に大きな被害を与えた主な地震

名称	年月日	地震規模	震度	被害状況
天正地震	1586. 1. 18 (天正13)	M7. 8	5～ 6 一部 7	死者 5,500 人以上。 震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け、岡崎城が破損した。
安政東海地震	1854. 12. 23 (安政元)	M8. 4	5～ 6	三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mの津波が来襲した。
濃尾地震	1891. 10. 28 (明治24)	M8. 0	6～ 7	死者 2,638 人・負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟・半壊 55,655 棟。 本県の地震災害史上最大の被害を受けた。
東南海地震	1944. 12. 7 (昭和19)	M7. 9	5～ 6	死者、行方不明者 438 人・負傷者 1,148 人、全壊 16,532 棟・半壊 35,298 棟。 名古屋臨港部などで著しい液状化現象による被害があった。小津波あり。 安城市における被害 死者 3 人・負傷者 20 人、住宅全壊 156 棟・同半壊 497 棟・非住宅全壊 724 棟・同半壊 775 棟。
三河地震	1945. 1. 13 (昭和20)	M6. 8	6～ 7	死者 2,306 人・負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟・半壊 31,679 棟。 三河南部の深溝断層の活動によるもので、碧海郡幡豆郡に大被害が生じた。 安城市における被害 死者 428 人・負傷者 813 人、住宅全壊 1,318 棟・同半壊 1,576 棟・非住宅全壊 2,231 棟・同半壊 2,129 棟。

(資料) 「愛知県被害地震史」、「愛知県災害誌」及び「昭和20年1月13日三河地震の震害と震度分布：愛知県防災会議地震部会」

なお、安城市における被害は、現安城市域で安城町、桜井村、明治村、依佐美村の合計

第3節 社会的条件

地震災害は、地形・地質・地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

(1) 人口の増加に加え、市街地未整備地域における無秩序な土地利用の変化からビル・マン

ション等の高層化、住宅の団地化や密集による都市化などが進んだことである。これらは、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等の要配慮者の増大も懸念されている。

(2) 人々の生活様式の変化により、電力・ガス・水道・下水道・電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、初動体制など応急復旧活動への影響も多大であると考えられる。

(3) 自動車・鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。特に西三河地域は自動車産業の中心地であり、自動車保有台数の非常に多い地域である。

また、高速大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化したものの、本市は東海道新幹線、東海道本線、名鉄本線や西尾線を擁しており、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

(4) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

このような社会的条件の変化は、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応が、決して満足すべき状態にあるとはいえない。

今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発及び自主防災組織の育成等を不断に続けていくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震がある。この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とするため、それらの地震が発生する危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性を明らかにする調査、研究が必要となる。

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1) 被害予測

ア 調査の目的

愛知県では、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、平成23年度から平成25年度に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を行った。本市においても、これを受けて従来の被害想定を見直すべく、平成26年度に「安城市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を実施している。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、広域かつ甚大な被害を発生させており、安城市を含むこの地域に与える影響は極めて大きい。そこで、その発生確率や被害規模から、本市としてもまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした（「過去地震最大モデル」による想定）。

a 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

本市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした（「理論上最大想定モデル」による想定）。

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

本市の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

なお、理論上最大想定モデルは、地震および津波のケース別に複数想定したうち、市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合を記載している。

(2) ハザード被害

ア 震度別面積（単位：k㎡）

震度階級	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
震度7	0	5
震度6強	7	81
震度6弱	79	0
合計	86	86

イ 液状化危険度面積（単位：k㎡）

液状化危険度	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
液状化危険度 大	1	2
液状化危険度 中	1	2
液状化危険度 小	5	5
液状化危険度 極めて低い（なし）	6	6
対象層なし	5	5
計算対象外	68	66
合計	86	86

※「計算対象外」：液状化危険度を想定するうえで、地形区分から液状化危険度がなことが明らかと判断できる区域については計算対象外とし、液状化危険度を計算していない。

※「対象層なし」：地形区分から液状化の可能性があるため液状化危険度の計算対象とはなるものの、地層構造にもとづき液状化危険度を判断する上で、液状化が想定される地層がその区域に認められなかったため、液状化危険度の対象外としている。

ウ 浸水面積（単位：ha）

	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
浸水面積（浸水深1cm以上）	200	198

※津波・浸水被害：愛知県の浸水想定では、津波による浸水被害と、河川・湖沼の堤防の沈下による浸水被害を区別していない。本市においては、内陸部の浸水被害であり、河

川・湖沼（油ヶ淵および周辺の河川）の堤防の沈下による浸水被害が主となっている。

(3) リスク被害

ア 建物被害（屋外転倒・落下物含む）

(ア) 過去地震最大モデル（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	1,264		
	半壊	5,795	5,795	5,720
液状化	全壊	1		
	半壊	4	4	4
津波・浸水	全壊	2		
	半壊	51	51	51
急傾斜地等	全壊	0		
	半壊	0	0	0
火災	焼失	8	8	622
建物棟数		60,159		
建物被害総数	全壊・焼失	1,275	1,275	1,889
	半壊	5,850	5,850	5,775
建物被害率	全壊・焼失	2.10%	2.10%	3.10%
	半壊	9.70%	9.70%	9.60%
ブロック塀等転倒数		685		
屋外落下物が発生する建物数		86		

(イ) 理論上最大想定モデル（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	11,487		
	半壊	13,259	13,185	12,412
液状化	全壊	1		
	半壊	3	3	3
津波・浸水	全壊	1		
	半壊	31	31	31
急傾斜地等	全壊	0		
	半壊	0	0	0
火災	焼失	1,350	1,571	3,990
建物棟数		60,159		
建物被害総数	全壊・焼失	12,839	13,060	15,479
	半壊	13,293	13,219	12,446
建物被害率	全壊・焼失	21.30%	21.70%	25.70%
	半壊	22.10%	22.00%	20.70%
ブロック塀等転倒数		1,950		
屋外落下物が発生する建物数		2,497		

イ 人的被害

(ア) 過去地震最大モデル (単位：人)

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・屋内落下物)	死者数	63	32	45
		(5)	(3)	(3)
	重傷者数	133	205	143
		(33)	(27)	(16)
	軽傷者数	900	641	631
		(139)	(114)	(106)
津波・浸水	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0
急傾斜地崩壊等	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0
火災	死者数	1	0	22
	重傷者数	0	0	10
	軽傷者数	0	0	26
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	1	2
	軽傷者数	0	2	4
死傷者数合計	死者数	64	32	67
	重傷者数	133	206	155
	軽傷者数	900	643	661
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	459	492	441
	津波	0	3	2

(イ) 理論上最大想定モデル (単位：人)

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・屋内落下物)	死者数	644	272	435
		(44)	(25)	(29)
	重傷者数	1,056	1,222	953
		(214)	(175)	(136)
	軽傷者数	2,816	2,577	2,232
		(788)	(645)	(599)
津波・浸水	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0
急傾斜地崩壊等	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0
火災	死者数	96	34	173
	重傷者数	27	33	80
	軽傷者数	69	85	208
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0	0	1
	重傷者数	0	4	7
	軽傷者数	2	9	11
死傷者数合計	死者数	740	306	609
	重傷者数	1,083	1,259	1,040
	軽傷者数	2,887	2,671	2,451
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	3,635	3,165	3,172
	津波	0	2	1

ウ ライフライン被害

(ア) 上水道 (過去地震最大モデルのみ)

	管路延長 (km)	被害箇所 数 (件)	被害率 (件/km)	機能支障 (全給水人口約 188,000 人) 上段：断水人口 下段：断水率			
				直後	1日後	7日後	2ヶ月後
市全域	約 1,000	約 800	0.80	約 177,000 人 94%	約 162,000 人 86%	約 86,000 人 46%	— 0%

95%復旧：6週間程度

(イ) 下水道 (過去地震最大モデルのみ)

	管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率	機能支障 (全処理人口約 146,000 人) 上段：下水道機能支障人口 下段：機能支障率			
				直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市全域	約 780	約 39	5%	約 7,300 人 5%	約 109,500 人 75%	約 4,400 人 3%	— 0%

95%復旧：3週間程度

(ウ) 電力 (過去地震最大モデルのみ)

	配電柱 本数 (本)	配電柱 被害本数 (本)	被害率	機能支障 (全需要家数約 91,000 戸) 上段：停電戸数 下段：停電率			
				直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市全域	約 29,000	約 80	0.3%	約 81,000 戸 89%	約 73,000 戸 80%	約 400 戸 0%	— 0%

95%復旧：1週間程度

(エ) 通信

a 固定電話 (過去地震最大モデルのみ)

	電話柱 本数 (本)	電話柱 被害本数 (本)	被害率	機能支障 (全回線数約 28,000 戸) 上段：不通回線数 下段：不通回線率			
				直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市全域	約 12,000	約 40	0.4%	約 25,000 89%	約 23,000 81%	— 0%	— 0%

95%復旧：1週間程度

b 携帯電話（過去地震最大モデルのみ）

	機能支障 上段：停波基地局率 下段：不通ランク				(注) 停波基地局率には、停電による停波と物理的被害による固定電話の不通を含む。 <携帯電話不通ランク> ランクA：停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。 ランクB：停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が40%を超える。 ランクC：停電による停波基地局と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が30%を超える。 - :上記ランクA、B、Cのいずれにも該当しない
	直後	1日後	7日後	1ヶ月後	
市全域	1% —	81% A	1% —	0% —	

95%復旧：1週間程度

(オ) ガス

a 都市ガス（過去地震最大モデルのみ）

	機能支障（全需要家数約23,000戸） 上段：復旧対象戸数 下段：供給停止率			
	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市全域	約600戸 3%	約600戸 3%	約400戸 2%	— —

95%復旧：2週間程度

b LPガス（過去地震最大モデルのみ）

	需要世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
安城市	約40,000世帯	約5,000世帯	13%

95%復旧：1週間程度

エ 生活支障等

(ア) 避難者数（過去地震最大モデルのみ、想定条件：冬夕方18時発災）

	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難所避難者数	約5,000人	約13,400人	約2,500人
避難所外避難者数	約3,300人	約13,300人	約5,700人
避難者総数	約8,300人	約26,700人	約8,200人

(イ) 帰宅困難者（過去地震最大モデルのみ、想定条件：平日昼発災）

a 市全域の帰宅困難者数

	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
市全域	約11,000～約12,000人	約4,100～約4,200人	約15,000～約16,000人

b 主要駅を含むゾーン内の帰宅困難者数（全交通手段を考慮した場合）

主要駅	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
J R安城駅	約2,700～約2,800人	約1,600～約1,600人	約4,300～約4,400人
名鉄新安城駅	約2,900～約3,000人	約700～約800人	約3,600～約3,800人
J R三河安城駅	約1,800～約2,000人	約800～約900人	約2,700～約2,800人

c 主要駅を含むゾーン内の帰宅困難者数（交通手段として鉄道のみを考慮した場合）

主要駅	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
J R安城駅	約1,200～約1,500人	約200～約200人	約1,400～約1,700人
名鉄新安城駅	約900～約1,100人	約80～約100人	約1,000～約1,200人
J R三河安城駅	約600～約700人	約70～約100人	約600～約800人

オ 災害廃棄物等

	災害廃棄物	津波・浸水堆積物	小計
市全域	約402千 t	約49千 t	約451千 t

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

第8次安城市総合計画で基本理念として掲げる「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」を目指す安城市において、防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

安城市を含む南海トラフ全域では、30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が起きる確率は80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市町村を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、在宅避難など避難所以外の避難方法の周知啓発、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 市及び各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 安城市

- (1) 災害予警報を始めとする地震災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農地及び農業用施設、文教施設、福祉施設、水道施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (12) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。
- (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・被災宅地の危険度判定等を行う。
- (19) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員、資機材の確認を行う。

2 衣浦東部広域連合消防局

- (1) 災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、災害対策活動を実施する。
- (2) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

3 主な指定地方行政機関

災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、災害対策活動を実施する。

- (1) 東海農政局

- ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
 - ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。
 - カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
 - キ 市の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
 - ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
 - ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
- (2) 大阪航空局中部空港事務所
- 市と連携して遭難航空機の探索及び救助に関し、関係機関と協力する。
- (3) 名古屋地方气象台
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (4) 国土交通省中部地方整備局
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
 - (イ) 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるため、災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - (ウ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - (エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - (オ) 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
 - (カ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - イ 初動対応
 - (ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(イ) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。

(ウ) 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。

(イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

(ウ) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

(エ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

4 自衛隊

災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、救出救助、救護、防疫、応急復旧等の災害救助活動を行う。

なお、災害派遣に際しては、陸上自衛隊豊川駐屯地第6施設群を連絡窓口とする。

(1) 災害派遣の準備

ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。

イ 災害派遣計画を作成する。

ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

(2) 発災後の対処

ア 即時救援活動

人命救助を最優先して救援活動を実施する。

イ 応急救援活動

方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。

ウ 方面隊による本格対処

方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 主な県関係機関

災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、災害対策活動を実施する。

(1) 衣浦東部保健所

災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

- (2) 西三河水道事務所
市と連携して、飲料水の確保・給水に関する応急措置を行う。
- (3) 西三河県民事務所
災害に関する情報の収集伝達、市の実施する被災者の救助の応援及び調整等を行う。
- (4) 知立建設事務所
公共土木施設に対する応急措置等を行う。
- (5) 西三河農林水産事務所
農地及び農業用施設に対する応急措置を行う。

6 安城警察署

- (1) 災害に関する現地警備本部を設置し、市と情報交換を密に行い、連携のとれた災害対策活動を実施する。
- (2) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (3) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (4) 津波に関する予警報の伝達を行う。
- (5) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。
- (6) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (7) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (8) 人命救助を行う。
- (9) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (10) 災害時等における交通秩序の保持を行う。
- (11) 警察広報を行う。
- (12) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (13) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- (14) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (15) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
 - イ 旅客の避難、救護を実施する。
 - ウ 列車の運転規制を行う。
 - エ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
 - オ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
 - カ 死傷者の救護及び処置を行う。

キ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(2) 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(3) 中部電力パワーグリッド株式会社（※刈谷営業所を含む。（以降同じ。））

ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。

イ 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

ウ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

(4) 東邦ガスネットワーク株式会社刈谷事業所

ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。

イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

(5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(6) NTT西日本株式会社東海支店

ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

ウ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

エ 気象等警報を県・市町村へ連絡する。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(7) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(8) KDD I 株式会社

- ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
- イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(9) 株式会社NTTドコモ

- ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ウ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(10) ソフトバンク株式会社

- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(11) 楽天モバイル株式会社

- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う

(12) 名古屋鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社に準じて、鉄道輸送に関する応急措置を行う。

(13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、災害対策活動を実施する。

(1) 一般社団法人安城市医師会

- 安城市災害医療コーディネーターの指示の基、市内救護所にて医療救助活動を行う。
- (2) 安城市歯科医師会
安城市災害医療コーディネーターの指示の基、市内救護所にて医療救助活動を行う。
また、必要に応じて死体検案等を行う。
- (3) 安城市薬剤師会
安城市災害医療コーディネーターの指示の基、市内救護所にて医療救助活動を行う。
また、薬剤師会災害対策本部にて医薬品の仕分けや災害ボランティア薬剤師の対応等を行う。
- (4) 土地改良区
かんがい、排水施設等の整備・補強その他農地の保全及び災害復旧を行う。
- (5) 安城市社会福祉協議会
福祉センターを指定福祉避難所として管理運営を行う。また、市が実施する被災者の救援活動及び義援金品の募集、分配について協力するとともに、ボランティアの受付、ボランティア活動の人員配置等の調整を行う。
- (6) 社会福祉施設
施設入所者・利用者の安全確保を図るとともに、市が実施する高齢者・心身障害者等の災害時における要配慮者（以下「要配慮者」とする。）対策に協力する。
- (7) 安城市赤十字奉仕団
市が実施する被災者の救援活動及び義援金品の募集等について協力する。
- (8) 町内会
地域の被害状況を調査、通報し、市が実施する生活安全及び福祉に関する応急対策等に協力する。
- (9) 自主防災組織
地域の被害状況調査や消火、被災者の救出救助、集団避難等を実施し、また市が実施する生活安全及び福祉に関する応急対策や避難所の運営等に協力する。
- (10) 社会活動団体
市が実施する被災者の救援活動及び義援金品の募集等について協力する。
- (11) あいち中央農業協同組合
ア 農業被害調査を実施し、被災者への復旧対策指導及び必要資機材、融資のあっせんを行う。
イ 市が行う米穀の調達に協力する。
- (12) 安城商工会議所
商工業被害調査を実施し、被災者への復旧対策指導及び必要資機材、融資のあっせんを行う。
- (13) 安城市水道指定工事店協同組合
市が実施する給水及び配水に関する応急対策等に協力する。
- (14) 株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチ

ケーブルテレビ、エフエム放送により、防災知識の普及と市が提供する災害に関する予報警報等の情報、応急対策の実施状況等について放送を行う。

(15) 安城都市農業振興協会等、市が出資する団体等

管理する公共的施設について、市が行う応急対策に協力する。

(16) 公益財団法人安城市学校給食協会

管理を委託された公共施設について、市が行う応急対策に協力する。

(17) 指定管理者

管理を委託された公共施設について、市が行う応急対策に協力する。

(18) 危険物等施設の管理者

危険物等の安全確保など防災上必要な措置を行い、地域の防災活動に協力する。

(19) 公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等

被災建築物応急危険度判定の実施に協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

市は、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、市民が被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から消防団・住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

■実施担当：全班

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成をめざすものとする。

3 市民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時よ

り災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

- (2) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携

■実施担当：本部班・消防班・市民安全班

地震が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。このような事態において地震による被害の阻止又は軽減を図るためには、「自らの命と地域は自ら守る」市民の自主的な防災活動、すなわち市民自らが初動期における出火防止・消火・避難・被災者の救助・救護等を組織的に行うことが必要である。

このため市は、全地域に消防団・自主防災組織の編成を進めるとともに、事業所等においても自衛消防組織の設置を促進しその育成に努める。

地震による大きな災害が発生した場合、行政の能力を超える各種の救援要請が予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築くことが不可欠である。このため、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

1 市における措置

(1) 消防団の充実強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の育成

市は自主防災組織連絡協議会と連携し、女性参画の促進に努めながら、各町内会の自主防災組織を育成する。このため、リーダー養成研修の実施、防災訓練の現地研修及び災害時活動マニュアル等の整備指導を行うとともに、消火・救助・救援等のための資機材の充実を図る。

なお、各自主防災組織間の意見、情報交換や相互協力体制を図るために、自主防災組織連絡協議会を開催する。

(3) 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

(4) 自主防災組織と防災関係機関のネットワーク化の推進

市は、自主防災組織が社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。

(5) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

ア 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行え、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用する。

(6) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市災害時受援計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化する。

(7) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、住民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努める。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

NPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

ウ コーディネーター養成

NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。このため、市はコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等の受講を促す。

(8) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を図ることが重要である。そのため、平常時から自主防災組織、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

(9) ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

ア ボランティアの受入体制の整備

(ア) あらかじめ平常時において定期的に次の a から c 等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

- a ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。
- b 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下、「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- c 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

(イ) 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

イ NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(10) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやす

い環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施や避難所運営の協力
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

第3節 企業防災の促進

■実施担当：関係各班

1 企業における措置

(1) BCPの策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る

業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCP等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) BCP等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業がBCP等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築す

るなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第2章 建築物等の安全化

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。

地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第1節 建築物の耐震推進

■実施担当：建築班

1 市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(2) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市庁舎、学校などの公共建築物は、日常多数の市民が出入りしていることに加え、災害発生時には災害対策の拠点や避難所として防災上重要な役割を担うため、とりわけ高い耐震性・防火性が求められる。このため、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、次のとおり耐震化・不燃化を推進する。

なお、耐震性の確保について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

ア 防災上重要な建築物

(ア) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う機関

(イ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する機関

(ウ) 被災者の緊急避難場所、避難所となる、小・中学校等

イ 防災上重要な建築物に対する対応

(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(イ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定

(ウ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(エ) 家具等什器の転倒防止措置の実施

(オ) 不燃性建材等の積極的な導入による建築物の防火性の向上

(カ) 窓ガラス飛散防止フィルムの施工

(2) 市の防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進

新規建築物については、建築基準法(昭和25年法律201号)・消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等により建築物の耐震性・防火性の向上が図られており、現行法の規定に従い設計・施工された建築物は阪神・淡路大震災においても、大きな被害を免れたことが被害調査を通じ明らかにされていることから、現行の耐震基準はおおむね妥当なものであると考えられる。そこで、建築物の設計・施工については現行法の規定を遵守し、より高い耐震性・防火性の確保がなされるよう一層の指導に努める。

一方、昭和56年の建築基準法改正による新耐震基準前の鉄筋コンクリート造や市街地の住宅密集地域、農家集落内に顕在する古い木造住宅等の既存建築物については、耐震診断の

普及に努め、耐震性に問題のある建築物に対しては、建て替え・改修・補強等がなされるよう住宅の耐震化の促進を図る。

(1) 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

(2) その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえ、ブロック塀等撤去費補助制度の活用によるコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造塀の撤去や、既存コンクリートブロック塀等の補強指導や設計施工指針の普及、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下、エレベーターの停止による閉じ込めや敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

また、高層建築物については、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

なお、平成14年度から国、県、建築関係団体との連携のもとに、居住者負担ゼロの耐震診断を、平成15年度からは、居住者負担ゼロの診断結果に基づく、耐震改修費の補助を実施している。

5 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

本市の職員等に対しては、被災建築物応急危険度判定士養成講習会の受講を促し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

県、市町村及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県下市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

■実施担当：本部班・財政班・維持管理班・土木班・鉄道事業者

地震による道路・橋梁の被災は、市民の避難や消防活動、医療活動、緊急物資の輸送活動等を困難にする。したがって、日常の危険箇所調査や耐震診断に基づく補修・補強工事を実施し、地震に強い施設の整備に努める。

また、応急復旧作業を迅速に実施するため、資機材等の整備に努める。

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措

置を講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

予想される道路の被害としては、高盛土箇所の崩壊や沖積層地帯、埋立地内等軟弱地盤における路面の亀裂、沈下、法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。

これらについては、定期的に点検を実施し、不具合が生じた場合は、速やかな対策を実施する。

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

橋梁の被害としては、橋脚、橋台の移動、転倒等による被害、これに伴う上部工の二次的被害、支持地盤力の低下による被害、あるいは橋座、支承部の被害等が想定される。

このため、定期的な点検を実施し、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 市指定緊急輸送道路

避難所及び救援物資等の備蓄又は集積地点などへの輸送道路

エ くしの歯ルート

津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路（第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する）

（資料）・緊急輸送道路図（資料編・別図第1）

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「愛知県道路啓開計画（南海トラフ巨大地震）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

地元業者との協定締結により、震災時に迅速な応急復旧作業を実施するよう努める。
（資料）・災害時における協力に関する協定書（建設協力会）

ウ 復旧資機材の確保対策

土木関係業者等の作業要員や復旧資材・機械について、人員や保有場所・保有量等を調査し実態把握に努める。

3 鉄道

高速大量輸送機関である鉄道は、市内に東海道新幹線、東海道本線や名古屋鉄道本線及び西尾線があり、その利用者も多いことから、各線区における地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 鉄道施設等の耐震性の向上

橋梁、土工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

東海旅客鉄道株式会社においては、東海道新幹線を優先し、東海地震及び南関東地震エリアについて早期に対策を実施する。

(2) 地震検知装置の整備

既設設備の改良及び増備により、列車運転の安全を確保する。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速な徹底を図るため、衛星通信等の通信施設の整備充実を図る。

(4) 応急復旧体制の整備

復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制や復旧用資材・機器の整備充実を図る。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

■実施担当：上水道班・下水道班・各施設管理者等

1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

2 電力施設

電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、市民生活の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。

(1) 設備面の対策

ア 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減する対策とともに、被害発生時には、二次災害の防止と早期復旧を図るための対策を講ずる。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

耐震性の維持強化に努め、耐震性の高い導管への更新・更生修理等を進める。

(2) 緊急操作設備の強化

発災時にガス送出及び導管の緊急遮断を行い、迅速な地域ブロック化が可能となるよう設備を整備する。

(3) 応急復旧体制の整備

復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備を図り、復旧用資機材等の備蓄又は調達体制の整備を図る。

関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備及び強化を図る。

4 上水道

被災時における給水機能を維持し、市民の生活用水を確保するため、水道施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の耐震性向上に留意した改良又は整備を行い、施設の防災性の強化に努める。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等においては緊急遮断弁を設置していく必要がある。

指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努めるとともに応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、水源・防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立に努める。

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性の確保については、強度が低下している老朽管の更新時に耐震化を図り、施設の新設拡張、改良等の際には耐震設計及び耐震施工に努める。

(2) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、給水機能を継続できなくなった場合に備えて、応急給水体制の整

備を図る。

また、応急給水活動に必要な給水車等運搬車両を平素から点検・整備し、飲料水用水袋等の充実に努める。

(3) 非常時の協力体制の確立

自らの飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難なときに備えて、他市町村等と災害援助協定等を締結することにより、広域的な相互協力体制を確立する。

(資料) ・安城市災害対策緊急時対応組織図 (資料編・別図第3)

- ・水道災害相互応援に関する覚書
- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定
- ・災害時における復旧工事の協力に関する協定書

5 下水道

下水道管理者(県及び市)は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説(公益社団法人日本下水道協会)」及び「下水道の地震対策マニュアル(公益社団法人日本下水道協会)」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保や復旧体制の確立に努める。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や早期復旧のため、市、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡調整を確実にを行うための連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の計画的な確保及び整備に努める。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、市、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、他市町村との広域的な相互協力体制を確立する。

(6) 民間団体等の協力

下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

(資料) ・災害時における応急対策の協力に関する協定書

6 通信施設

(1) 電気通信

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

N T T西日本株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

また、激甚な大規模災害が発生した場合に備えて、阪神・淡路大震災を教訓に、長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し、被災地域への通信の疎通確保対策等を検討する。

ア 設備の耐震対策

- (ア) 建物、鉄塔の耐震対策
- (イ) 通信機械設備の固定・補強
- (ウ) 蓄電池、発電装置系の耐震強化の実施

イ 防火・防水対策

- (ア) 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
- (イ) 防水扉・防潮板の設置
- (ウ) 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- (エ) 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

ウ 通信網の整備

- (ア) 伝送路の多ルート化
- (イ) 大都市における洞道網の建設促進及び整備

エ 各種災害対策機器の整備

- (ア) 孤立防止用衛星電話機の配備
- (イ) 可搬型無線機の配備
- (ウ) 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- (エ) 舟艇の配備

(オ) 防災用資機材の配備

オ 防災に関する訓練

(ア) 災害予報及び警報伝達の訓練

(イ) 災害時における通信の疎通訓練

(ウ) 設備の災害応急復旧訓練

(エ) 社員の非常呼集の訓練

カ 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

(2) 被災地域への通信の疎通確保対策

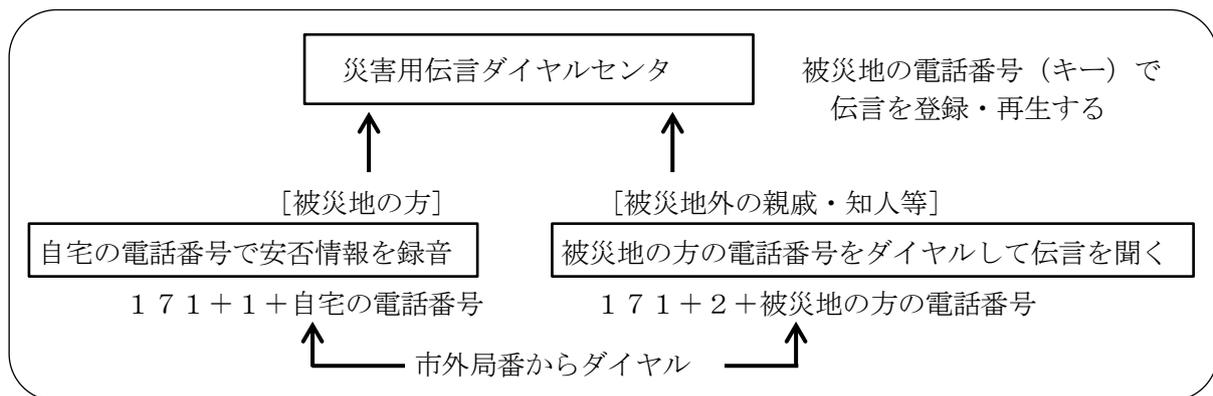
ア 災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、災害用伝言ダイヤルセンターを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスであるが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、震度5強以下の地震並びにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、テレビ、ラジオ、NTT西日本株式会社公式ホームページを通じて周知する。

イ 災害用伝言板（web171）の活用

インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板（web171）を、災害用伝言ダイヤル提供に準じて運用する。

ウ 災害用伝言ダイヤルのシステム



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話（電話番号は市外局番から入力する必要がある）及び携帯電話・IP電話の電話番号
利用可能電話	加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話及び災害時にNTT西日本株式会社が避難所などに設置する特設公衆電話。また、NTT西日本株式会社・NTT東日本株式会社のほか、携帯電話等の他社電話サービスからも利用が可能。
伝言蓄積数	1電話番号あたり1～20伝言（災害状況により登録可能件数は異なる）
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存期間	提供期間終了まで
伝言の消去	運用終了時に自動消去
利用料金	伝言蓄積等のサービス利用料は無料。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については、各通信事業者の確認が必要。
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号 （録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

（3）携帯・PHS版災害用伝言板サービス

携帯・PHS版災害用伝言板サービスは、災害時に携帯電話・PHS各社のパケット通信サービスを利用して災害用伝言板に伝言を登録・閲覧できるサービス。

- ア 株式会社NTTドコモ 「災害用伝言板」
- イ KDDI株式会社 EZweb「災害用伝言板」
- ウ ソフトバンク株式会社 Yahoo!ケータイ「災害用伝言板」
- エ ワイモバイル株式会社「災害用伝言板」

（4）ケーブルテレビ放送、エフエム放送

株式会社キャッチネットワークと株式会社エフエムキャッチは、碧海5市等に密着した情報を画像及び音声として発信するため、災害時における市民への情報伝達手段として極めて有効であるので、地震災害発生時に、その機能を確保するため、次の対策を講ずる。

- ア 放送設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- イ 防火設備等を設け二次災害の発生を防止する。
- ウ 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。
- エ 重要伝送路ルートの多ルート化を実施する。

7 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとど

まらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

また、排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

第4節 文化財の保護

■実施担当：避難所班

1 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺環境整備

文化財並びに周辺環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定、市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名、所在地、連絡先、管理団体・責任者がある場合は、その名称・所在地・連絡先、所轄消防署名

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図

(2) 文化財レスキュー台帳（非常災害時以外は非公表）を市内3箇所に配備し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 指定・登録文化財の耐震対策

国及び県の文化財建造物の耐震対策に準拠し、次の対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び修理時の耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知
- (4) 県及び市の指導・助言

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

6 応急協力体制

県は、市の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

■実施担当：都市対策班

1 県及び市における措置

県は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、市はこれらの計画に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、県及び市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2 地震対策緊急整備事業計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事

- (2) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- (3) 計画対象は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備等

3 地震対策緊急整備事業計画（昭和55年～令和6年）

事業の種類		事業の規模等	経費の概算額	事業予定年度
公立小・中学校	非木造改築	6校 13,966 m ²	2,260 百万円	平成14～平成22年度
	非木造補強	23校 58,525 m ²	852 百万円	平成16～平成22年度

4 第5次地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画
- (3) 計画の対象地域は、愛知県全域
- (4) 計画対象は、「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等

5 第5次地震防災緊急整備事業五箇年計画（平成28～32年度）

事業の種類	事業の規模等	経費の概算額	事業予定年度
土地区画整理事業	1箇所 16.7ha	6,600 百万円	平成28～平成32年度
住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)	1箇所 16.7ha	1,805 百万円	平成28～平成32年度

6 単独事業等

(1) 防災対策事業

市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業を実施する。

(2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。

また、これらの整備に加え、「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 都市計画マスタープラン等への位置づけ

■実施担当：都市対策班

1 市における措置

(1) 都市計画マスタープラン等への位置づけ

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

■実施担当：都市対策班・土木班

1 市における措置

(1) 都市における道路の整備

道路・橋梁は、災害時に機動性を確保するうえで重要なものである。特に、道路は火災の延焼防止や一時避難場所としての役割を持つものであるから、配置・構造等は防災面を配慮して計画する。

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 市街地整備事業による都市整備

土地区画整理事業等の市街地整備事業は、健全な市街地形成と防災機能の一層の充実を図るものである。本市では安城南明治地区（市施行）及び三河安城駅南地区（組合施行）において、土地区画整理事業を施行中である。

(3) 都市における公園等の整備・維持

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を確保することが必要である。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備または機能の維持を図る。

阪神・淡路大震災を始め、過去の大地震で公園等は避難所として利用された例が多く、市民の避難場所や災害対策活動の拠点として、公園等の果たす役割は重要である。今後も公園やちびっこ広場、子供運動広場等一層の整備・充実に努める。

(4) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の防火促進

■実施担当：都市対策班・建築班

1 市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の延焼の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 災害に強いまちづくりの推進

■実施担当：都市対策班・建築班

1 市における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等

の公共施設が整備され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

しかしながら、市街地の面的な整備は、地域の負担も大きく実施が限られることから、住民との十分な意思疎通を図りながら災害に強いまちづくりを推進する。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、震災後の都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市民と行政が協働でまちづくりを考える「事前復興まちづくり」に取り組みたい地域を支援する。

(2) 災害危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定した場合、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はない。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

地震により発生する地割れ・液状化等の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。

第1節 土地利用の適正誘導

■実施担当：都市対策班

1 市における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

■実施担当：本部班・建築班

1 市における措置

(1) 液状化危険度の周知

あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化危険度を地震ハザードマップや防災カルテ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 土砂災害の防止

■実施担当：本部班

1 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等に関する資料について、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エ）に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法

等)

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

エ 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

安城市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努める。

(2) ハザードマップの作成及び周知

ハザードマップ作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。

(資料) ・土砂災害警戒区域（資料編・別表第15）

第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

■実施担当：建築班

1 県及び市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

県及び市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、

愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5節 宅地造成等の規制誘導

■実施担当：建築班

1 県及び市町村における措置

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土規制区域

県は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。なお、本市は市全域が「宅地造成等工事規制区域」に指定されている。

市は、宅地造成等工事規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(5) 既存盛土等調査

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、BCPや各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

■実施担当：全班

1 市における措置

(1) 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- (ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ウ) 電気・水・食料等の確保
- (エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (オ) 重要な行政データのバックアップ
- (カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、市の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局は災害対応について、防災担当部局を通じて、庁内及び避難所等へ情報提供を行うこととし、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、県及び防災関係機関と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 防災行政無線の導入

指定避難所等の市関係施設及び外部の防災関係機関や生活関連機関との情報の伝達・収集を行うため、地域防災無線の充実を図る。

(10) 防災倉庫の設置及び備蓄物資の充実

市役所周辺及び市内数箇所に防災倉庫を設置する。また、発動発電機、仮設トイレ等の防災対策機器の充実や、指定公民館避難所等に乾パン・毛布等の備蓄物資の配備充実を図る。

さらに、避難所として指定した施設や住家等の破損、屋外での避難生活に備えて、避難用テントやブルーシートの備蓄等を図る。

(11) 各部各班における業務用資機材等の整備・充実

関係部・班長は、定期的に保有資機材の状況を把握し、不足・不備なものについては速やかに補充・整備するとともに、必要の都度危機管理監に報告する。

(12) 緊急地震速報の伝達体制整備

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(13) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

大規模な災害が発生し、国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。

(14) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、市役所等の屋上について、番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るよう整備に努める。

2 消防局における措置

大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空

機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、マルチコプターなど情報収集用資機材の充実及び操作者の育成など、情報収集体制の強化を図る。

(資料) ・災害時における無人航空機等における活動に関する協定書

(2) 通信手段の確保

ア 通信連絡機能の維持対策

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時から連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 耐震通信施設、災害対策用指揮車及び可搬型衛星通信局の整備

大規模災害時の通信が途絶した場合に備えて、県は、耐震通信施設及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局の整備を行い、通信体制の確保に努める。

エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用

県、市町村及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

オ 防災情報システムの整備

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを旨とする。なお、本導入に当たっては、県が整備する防災情報システムや内閣府が整備する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用を踏まえながら省力化に努めるものとする。

4 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

6 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

応急給水の目標

発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	水の運搬距離	主な給水方法
地震発生から3日まで	3	1km以内	避難所・配水池、公民館避難所等の 応急給水栓
4日から10日まで	20	250m程度	給水車、一般避難所等の 応急給水栓
11日から21日まで	100	100m程度	給水車、仮設給水栓
22日から30日まで	250	10m程度	仮設給水栓、各戸給水

安城市水道事業地震防災強化計画（平成15年4月作成 令和3年度3月改訂）

(2) 非常用水源の確保

非常用水源として、あらかじめ次のものを選定し、平素からの維持管理を十分に行う必要がある。

ア 愛知県広域調整池の利用

北部浄水場に隣接する愛知県広域調整池を活用する。

イ 最寄利用可能水源の利用

最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

ウ 水道用貯留施設の利用

配水池を利用して浄配水場の給水所や給水車・搬出容器等により応急給水する。

エ 受水槽の利用

公共施設、ビル、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

オ 井戸の利用

(ア) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意して使用すること。

(イ) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

カ 民間事業所の地下水くみ上げ施設の利用

「災害時における飲料水の供給に関する協定書」締結の事業所の地下水により応急給

水する。

キ プールの利用

原則として、飲料用に利用せず、二次水源として、防火用水、洗い水、清掃用等に使用する。

ク 専用水道の活用

安城市内の事業所等の専用水道を活用する。

7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、内閣府が整備運用する新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、「安城市備蓄計画」に基づき初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努める。

(2) 市は、広域応援による物資の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料、飲料水（ペットボトル等）及び生活必需品等を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

9 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物処理計画（令和4年3月改訂）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営するNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

10 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(3) 県は、市に対し、住家被害の調査担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第6章 避難行動の促進対策

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

■実施担当：本部班

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県（防災安全局）、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

■実施担当：本部班・都市対策班

1 市における措置

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

なお、指定緊急避難場所への市職員の配置及び災害対策用品の配備は、行わないものとする。

ア 広域避難場所

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

(ア) 広域避難場所は大規模火災からの避難を中心に考え、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

(イ) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

(ウ) 広域避難場所は、要避難地区のすべての市民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

(エ) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

(オ) 広域避難場所は、大規模なけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

(カ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

(資料) ・広域避難場所一覧表（資料編・別表第12）

イ 一時避難場所

市は、避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、選定した場合には、一時避難場所に標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。避難者1人当たりの必要面積等については、広域避難場所と同様の取扱いとする。

(資料) ・一時避難場所一覧表（資料編・別表第13）

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

■実施担当：本部班

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

ア 津波災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域

(イ) 津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設部公表)における浸水想定区域

(ウ) 津波災害警戒区域(令和元年7月30日愛知県建設局指定)における浸水想定区域

オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること

カ 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること

キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

■実施担当：本部班・避難所班・学校教育班

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所・避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放・避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

■実施担当：本部班

1 市における措置

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合、次の事項につき、市民に対し周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市は、必要に応じて、次の事項につき市民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）

(ウ) 津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原

則となること

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

市は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。

市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、「安城市避難行動要支援者支援制度」や県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」などを活用するものとする。

施設等管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

市は「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するために、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

■実施担当：本部班・援助班・教育総務班・避難所班・福祉避難所班

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める、規模条件、構造条件、立地条件、交通条

件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

(ア) 指定公民館避難所

地域の防災拠点として位置づけ、地区公民館をこれに充てる。ここでは、地域の被害状況等を取りまとめ、物資の集積基地等の役割を担う。

(イ) 指定一般避難所

それぞれの地域に配置する避難所であり、小・中学校その他公共施設をこれに充てる。情報の伝達、物資等の要請、その他必要な事項は、原則として、管轄する公民館避難所を通して行う。

(ウ) 指定福祉避難所

障害者や要援護高齢者等の専門的な救援措置を必要とする一般避難所では生活することが困難な要配慮者の避難所として総合福祉センター及び地域福祉センターを充てる。

(資料) ・ 指定避難所一覧表 (資料編・別表第10-1)

・ 指定福祉避難所一覧表 (資料編・別表第11-1)

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
3.5 m ² /人	避難所生活が長期化に向け、良好な生活環境に配慮した占有面積 (スフィア基準)

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

避難所には、市職員を直接参集させ、速やかに開設できる体制をとる。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との

間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 指定福祉避難所の指定

ア 市は、指定公民館避難所内又は指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 標識の設置

避難所、一時避難場所及び広域避難場所には標識を設置し、災害時に速やかに避難できるよう日ごろから市民に周知を図る。

(5) 避難所が備えるべき設備の整備

ライフラインが途絶した場合、その復旧には時間を要することが予想されることから、市は避難所における避難市民の生活を確保するため、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等、必要と考えられる生活必需物資、資機材等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

避難所には、情報ネットワークの整備として防災行政無線を導入する。また、備蓄倉庫の整備充実や飲料水、食料品等の備蓄に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めている。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(6) 避難所の破損等への備え

避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(7) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、愛知県が作成した「愛知県避難生活支援マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(8) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、

あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(9) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

■実施担当：援助班・市民安全班・避難所班・消防班

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震と設備転倒防止対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、市との連携のもとに食料や生活必需品等の備蓄を図るよう努める。

※なお、安城市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第9章津波・浸水等予防対策参照のこと。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

イ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように努める。

また、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者の情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備すると共に、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などの避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の作成等に努める。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となり得る点に留意すること。

ア 避難支援等関係者となる者

(ア) 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて個別避難計画の作成等の支援活動を行う者

- a 自主防災組織・町内会
- b 地域支援者・避難サポーター（避難支援等実施者）
- c 民生委員・児童委員
- d 社会福祉協議会
- e 地域包括支援センター
- f 警察
- g 避難先の施設管理者

(イ) 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者

上記（ア）に加え、消防班等の消防機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者

イ 避難支援等関係者へ名簿情報及び個別避難計画情報を事前提供することの周知

避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を

広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行い、災害対策基本法第49条の1第2項ただし書の同意を得られた場合は安城市避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼個人台帳（以下「個人台帳」という。）の提供を受ける。

ウ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

市内に住所を有し、かつ、在宅する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 65歳以上のひとり暮らし高齢者として市に登録されている者
- (イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3から5までの認定を受けている者
- (ウ) 日常生活自立度B又はCとされる寝たきり高齢者
- (エ) 日常生活自立度Ⅲa以上の認知症高齢者
- (オ) 身体障害者手帳を所持する者のうち、次のaからcまでに掲げる障害に応じ、それぞれ当該aからcまでに定める等級のいずれかに該当するもの
 - a 肢体不自由 1級から3級までのいずれか
 - b 視覚障害 1級又は2級
 - c 聴覚障害 2級
- (カ) 視覚障害又は聴覚障害があり、かつ、障害等級1級又は2級に該当する者（b又はcに掲げる者を除く。）
- (キ) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (ク) 発達障害又は精神障害があり、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (ケ) 特定疾患医療給付受給者のうち、身体障害者手帳の第1種を所持する難病患者
- (コ) 前各号に掲げる者のほか、災害時において支援が必要な者として市長が特に認める者

エ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、市内部の個人情報を利用する（災害対策基本法第49条の10第3項）。

(イ) 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、都道府県と調整の上、これを取得するものとする。

オ 名簿の更新に関する事項

(ア) 避難行動要支援者となる者の名簿情報は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努め、関係者間で共有する。

(イ) 市長は、個人台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織、地域支援者若しくは民生委員の報告により知ったときは、個人台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。

(ウ) 個人台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員を通じて市長に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。

カ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、市内の一定の地区内の居住者及び事業者が主体となって地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 名簿情報等の情報漏えいを防止するための措置

(ア) 名簿情報等の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置

- a 名簿情報等の提供を受けた者は、支援以外の目的でそれを活用してはならない。
- b 名簿情報等の提供を受けた者は、それに記載された個人情報及び支援上に知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。
- c 名簿情報等の提供を受けた者は、それを紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。
- d 名簿情報等の提供を受けた者がそれを紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(イ) 名簿情報等の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

- a 市は避難支援等関係者に名簿情報等を提供する際に、提供を受けた者は法律上の守秘義務（災害対策基本法第49条の13）を負うことや、個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿情報等の管理について適宜指導を行う。
- b 市が避難支援等関係者に名簿情報等を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報等のみを提供する。
- c 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報等については、支援活動後にその情報の返還又は廃棄を求めるものとする。
- d 名簿情報等の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて情報漏洩防止

の措置を求める等、名簿情報等の提供を受けた者へ周知を行う。

- ク 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
市は、要支援者の対応能力を考慮して、複数の情報伝達手段を活用するとともに、自主防災組織や民生委員等を中心に、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。
- ケ 避難支援等関係者の安全確保
個別避難計画の作成にあたっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要があることを踏まえる。
- コ 応援協力体制の整備
被災時の要支援者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努める。
- サ 防災教育、防災訓練の実施
避難訓練の際には、要支援者の参加を呼びかけるなど、要支援者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化を図る。
- シ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報等の適切な管理に努める。

(4) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進するとともに、一般財団法人自治体国際化協会の「災害時多言語表示シート」を活用するよう努める。

(5) 災害ケースマネジメント

市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

■実施担当：企画班

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 県における措置

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

人口の増加、建築物の高層化及び建物用途の多様化などにより地震火災が発生した場合、多大な人的・物的被害を受けることが予想される。

衣浦東部広域連合消防局（以下、「消防局」という。）は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

第1節 火災予防対策に関する指導

■実施担当：本部班・消防班

1 市及び消防局における措置

(1) 一般家庭に対する指導

消防局は、消防団、女性防火クラブ、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物防火体制の推進

消防局は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

（資料）・自衛消防隊車両保有状況（資料編・別表第5）

(3) 立入検査の強化

消防局は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

消防局は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

消防局は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導等するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いに

についても、所有者に対し同様の措置を講ずるように努める。

(6) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等とともに、地震動により電気の供給を自動的に遮断する、感震ブレーカーの設置や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて普及啓発していく。

第2節 消防力の整備強化

■実施担当：消防班

1 消防局における措置

(1) 消防力の整備強化

消防局は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

消防局は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

- (資料) ・消防車両(安城消防署) (資料編・別表第6)
- ・消防車両(消防団) (資料編・別表第7)
 - ・救助活動用機器材(資料編・別表第8)
 - ・消防水利(資料編・別表第9)

第3節 危険物施設防災計画

■実施担当：消防班

石油類、高圧ガス、火薬類、化学薬品等(以下「危険物」という。)の危険物取扱事業所では、地震に伴い火災、爆発、流出等の二次災害が発生することが予想される。

このため、消防局は、保安体制・組織の整備、予防・応急対策等総合的、計画的な防災体制の確立に努める。

1 消防局における措置

(1) 消防局は、危険物等施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令その他の定めるところにより、適合しているか否かについて、予防査察・立入検査等を実施し、施設の維持管理及び貯蔵取扱い、保安体制・組織の整備、その他予防・応急対策の総合的、計画的な実施について必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言、指示又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

3 危険物取扱事業所の状況

(資料) ・石油類等大量保有事業所（資料編・別表第1）

・煙火製造・貯蔵所（資料編・別表第2）

・放射性物質保有事業所（資料編・別表第3）

・高圧ガス（液化石油ガス）大量保有事業所（資料編・別表第4）

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

■実施担当：消防班

1 高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

(3) 防災活動対策

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画**■実施担当：消防班**

1 消防局における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第9章 津波・浸水等予防対策

地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、保全施設等の整備を進めるものとする。

第1節 津波対策に係る地域の指定等

■実施担当：本部班

1 津波危険地域の指定

県（防災安全局）の東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月30日公表）の結果、理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域として、本市は「津波危険地域」として指定されている。

（1）指定を受けた海岸線を有する市町村（19市町村）

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

（2）指定を受けた海岸線を有しないが浸水の可能性のある市町村（8市町）

津島市、安城市、大府市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県（建設局）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定（平成26年11月26日公表）を設定しており、こちらの被害予測結果によっても本市の津波被害が想定されている。

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、本市における津波浸水想定区域が津波災害警戒区域に指定されており、県による基準水位の公示が行われている。（令和元年7月30日指定・公示）

第2節 津波防災体制の充実

■実施担当：本部・消防班

1 県及び市における措置

（1）県及び市は、想定される津波・浸水等に対して、あらかじめ計画等を策定する。

また、県は、津波等からの一時避難方法及び市の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。

（2）津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その

伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

(3) 消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

(4) 津波災害警戒区域の指定に係る事項

ア 市は津波災害警戒区域の指定を踏まえ、次の事項を地域防災計画に定めるものとする。またこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

(ア) 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。

(イ) 津波災害警戒区域内にある地下街や社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

イ 地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を市長に報告する。

ウ 市長は、地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 市における措置

市は、津波災害警戒区域などにおける、住民、観光客等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画や津波浸水に係る地震ハザードマップなどを具体的に策定する。

(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市地域防災計画等に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置して、日頃から周知する。

(3) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認

を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。

- (4) 津波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波災害警戒区域図」や、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。
- (5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

第3節 津波防災知識の普及

■実施担当：本部班

1 県、市及び名古屋地方気象台における措置

津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

(1) 一般向け

ア 避難行動に関する知識

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (イ) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- (ウ) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
- (オ) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- (カ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (キ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (イ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては

一日以上にわたり継続する可能性があること。

(ウ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。

(2) 市における措置

市は、地域の実情に応じて外からの観光客等を含めた津波浸水想定区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施を検討するなど、特に津波防災知識の普及に努める。

本市においては海岸線を有さず沿岸部からの津波による浸水想定はないものの、地震の発生とほぼ同時に堤防の液状化による沈下等により、河川からの浸水被害が発生することが想定されることから、地域特性や災害特性を踏まえた正しい防災知識を普及させることが特に必要となる。

第4節 津波等防災事業の推進

■実施担当：本部班・土木班

1 市における措置

(1) 市は、津波及び堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難路などの選定、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

2 内水排除施設等の管理者における措置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災による浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

3 河川の管理者における措置

(1) 方針・計画の策定

ア 河川の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

(ア) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(イ) 防潮堤、堤防、防波堤等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

(ウ) 水門、陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

(2) 河川

背後地が低い河川については、津波等により浸水することを防ぐため、堤防の耐震性を確保するため調査点検を行い、護岸整備等必要な対策を実施する。

また、老朽化による機能低下した樋門等は、耐震性を考慮して改築・補修を進める。

第10章 広域応援・受援体制の整備

市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

■実施担当：本部班・職員班・物品調達班・消防班

1 市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国、県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市は、安城市災害時受援計画に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 宿泊所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 訓練等の実施

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国及び県が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。市は、国や県の受援計画に基づき、必要に応じて安城市災害時受援計画に修正を加えるなどして、各方面からの支援を円滑に受け入れる体制を具体的に定めるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

■実施担当：消防班

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

■実施担当：本部班・物品調達班

1 市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

（資料）・災害時における物資運搬車両の供給協力に関する協定

第4節 防災活動拠点の確保等

■実施担当：本部班・職員班・物品調達班・消防班

1 市における措置

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

地震災害を最小限に食い止めるには、市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組みを行う。

防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

さらに、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

■実施担当：全班

1 市における措置

市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

訓練は、図上訓練及び実動訓練とし、県、防災関係機関、自主防災組織、市民等の連携協力を得て行い、具体的、実践的かつ総合的な防災体制の確立を図る。

(1) 総合防災訓練

市は、国、県や防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定（南海トラフ地震等の大規模地震）を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。

ウ 災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(2) 津波防災訓練

市は、南海トラフ地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を実施するよう努める。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(3) 浸水対策訓練

市は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設(ため池等)について、訓練要領・警戒宣言時措置要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

ア 観測(水位、潮位、雨量、風速)

イ 通報(電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達)

ウ 動員(水防団、消防団、居住者、ボランティア)

エ 輸送(資機材、人員)

オ 工法(水防工法)

カ 樋門、角落し等の操作

キ 避難(避難情報の放送・伝達、居住者の避難)

(4) 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 広域応援訓練

市は、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(6) 地域の訓練

自主防災組織の活性化のため、自主防災組織が自ら計画・立案して行う。初動期の活動を想定した初期消火訓練、救助・救護訓練、避難(誘導)訓練や飲料水・食料・生活必需物資の配布等の避難所運営協力訓練など、実践的な訓練を消防署等と連携して行う。

(7) 実動訓練

主な訓練種目は、次のとおりである。

ア 非常参集訓練	非常参集により職員を動員する訓練
イ 本部運営訓練	災害対策本部を開設し運営する訓練
ウ 通信連絡訓練	情報の収集、伝達及び報告に関する訓練
エ 調査訓練	被害状況の調査に関する訓練
オ 広報訓練	市民に対する広報に関する訓練
カ 避難誘導訓練	避難及び避難の誘導並びに移送に関する訓練
キ 避難所開設訓練	避難者の受入れ、避難所の運営に関する訓練
ク 救護所開設訓練	救護所の設営に関する訓練
ケ 救助救出訓練	被災者の救助、救出に関する訓練
コ 医療救護訓練	トリアージ及び応急手当に関する訓練
サ 炊き出し訓練	被災者等に対し、炊き出し等により食料を供給する訓練
シ 給水訓練	給水車等により飲料水を供給する訓練
ス 防疫訓練	被災地域の消毒その他防疫に関する訓練
セ 清掃訓練	被災地域のし尿及びごみの収集・処理に関する訓練
ソ 救助物資調達訓練	物資の調達・配布等に関する訓練
タ 緊急輸送訓練	救護物資、応急復旧資機材等の緊急輸送に関する訓練
チ 水防訓練	土のう積み等水防工法その他水防に関する訓練
ツ 初期消火訓練	消火器・消火バケツ等により火災を初期に消火する訓練
テ 消火訓練	消防ポンプ自動車等により火災を消火する訓練
ト 交通規制・警備訓練	交通規制及び防犯に関する訓練
ナ 施設応急復旧訓練	道路、上下水道、電力、通信、ガス等の主要施設を応急に復旧する訓練

(8) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(9) 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(10) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部等において応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方

式)等を実施するものとする。

2 県、市及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

■実施担当：全班

1 市における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ 避難生活に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、

- 家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- テ 異常状況及び被害状況の通報協力依頼
- ト その他災害予防に関する事項

(2) 防災に関する知識の普及

防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- ア 平常時の心得に関する事項
 - イ 地震発生時の心得に関する事項
 - ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項
- (3) 児童生徒及び園児等に対し防災訓練や防災学習など防災教育を行うために、各学校、各幼稚園、各認定こども園、各保育園等に対し資料を提供し、協力を求める。
- (4) 自主防災組織のリーダーに対し、災害時に即応し、市民の情報の把握等が的確にできるための訓練に努める。
- (5) 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位で行うことや、施設、事業所など防災上重要な施設の管理者に対し、職場単位等で防災教育を行うことなど、防災対策に万全を期するよう働きかける。
- (6) 「広報あんじょう」に防災関係記事等を掲載する。
- (7) 市職員に対し、災害に即応し、かつ、的確な行動がとれるための訓練を実施する。
- (8) 地震ハザードマップ等を利用して、液状化等の地域の状況の周知を図る。
- (9) 防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。
- (10) 防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

- (1 1) 関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。
- (1 2) 教育啓発方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育啓発を行うものとする。
- (1 3) 自動車運転者に対する広報
 県、市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。
- (1 4) 家庭内備蓄等の推進
 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。
- (1 5) 地震保険の加入促進
 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。
- (1 6) 過去の災害教訓の伝承
 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。
 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
 さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

■実施担当：本部班・学校教育班

1 県、市及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（認定こども園、幼稚園を含

む。以下同じ。)において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動(警戒レベルとそれに対応する避難行動等)の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校(登降園)の安全確保

児童生徒等の登下校(登降園を含む。以下同じ。)途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関で行うものとする。

防災教育の内容は以下のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波浸水に関する知識
- (2) 地震・津波浸水に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

3 地域住民等に対する教育

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上取るべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等が自ら実施し得る、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

4 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

■実施担当：本部班・建築班

1 市における措置

市は住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

(1) 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

(2) 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、耐震相談を実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

(3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている市民のために相談に応ずるものとする。

第12章 震災に関する調査研究の推進

様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

第1節 震災に関する調査研究の推進

■実施担当：本部班

1 県及び市における措置

県防災会議地震部会は、これまで震災に関する様々な調査研究を積み重ねてきたところであり、具体的な震災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施してきたところである。

また、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などにおいても調査研究が行われており、これらの機関とも連携し、総合的に調査研究を推進することとする。

こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 基礎的調査（本県の自然・社会的条件に関する調査）

本県の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。自然条件については、昭和53年度以来、地形・地質・地盤の構造、沖積層の分布、活断層、流砂現象危険度などについて調査研究を行ってきた。

(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査

本県に大きな被害を与えた東南海地震及び三河地震を始めとし、古くは、濃尾地震、安政地震、宝永地震、天正地震など個々の地震について総合的な調査研究を進めてきた。

また、将来発生するであろう地震の予知については、特に、県内における予知観測網のあり方とその活動方法について研究を進め、可能なものから実施していくとともに、地震予警報の社会的影響や法的諸問題についての調査研究を行う。

(3) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災の例を見るまでもなく、災害時には行政機能が一時ストップすることが考えられるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」自主防災組織の充実や、被災者の避難所となったり応急復旧業務等の基地となる公共施設の安全性が重要

と判断している。

ア 濃尾地震を想定した愛知県の被害予測調査（平成2年度）

明治24年に発生した濃尾地震が、今日再び発生した場合の木造建物の崩壊、火災による物的・人的被害の想定を行った。

イ 愛知県東海地震被害予測調査（平成4～7年度）

東海地震が発生した場合の地震動、津波などの自然現象、交通施設、ライフライン施設、建築物などの物的被害及び人的被害を予測するとともに、物的被害や人的被害から波及する生活面、経済面及び行政面における機能被害の予測を行った。

ウ 本県の直下型大地震対策の推進についての調査（平成7年度）

阪神・淡路大震災の被害状況等を基に、活断層と地震との関わり、県内のライフライン施設、避難所施設等の地震防災対策や災害広報のための報道機関との連携体制のあり方など本県の直下型大地震対策の推進について調査研究を行った。

エ 東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成14～15年度）

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

オ 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成23～25年度）

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施した。

カ 内陸直下型地震の被害想定

内陸直下型地震における被害予測については、県が平成7～8年度に行った活断層調査の結果からは、市域内に活断層は確認されていない。しかし、市域西部及び南部の隣接市に猿投－高浜断層帯が確認されているため、本市においても内陸直下型地震による被害が想定される。

県が平成14～15年度に実施した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」においては、猿投－高浜断層帯での内陸直下型地震を想定した震度分布が示されている。

キ 海溝型地震の被害想定

海溝型地震における被害予測については、県が平成14～15年度に行った「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を受けて、平成16年度に「安城市東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施している。

その後、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえて、県が平成23～25年度に実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を受けて、平成26年度に「安城市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を実施している。

(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大震火災対策、②避難場所及び避難路、③自主防災組織等について重点的に実施することとする。

(5) 地震ハザードマップや防災カルテの整備

市は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・地震ハザードマップの作成を積極的に推進する。

防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

(6) 公共施設の耐震補強措置

耐震補強が必要なものは、平成7年度、平成14年度及び15年度に実施した避難所その他公共施設の耐震調査に基づき、計画的な補強措置を進める。

(7) より充実した自主防災組織

災害時に自主防災組織が迅速・的確に機能するように地域住民総参加の組織化と常日ごろからの防災意識を高めるよう働きかけ、また全国の先進的な地域の組織・活動状況を把握し、より充実した自主防災組織が本市に育つような施策を進める。

ア 自主防災会規約と防災計画の作成

イ 安全な自分たちの避難場所の確認

ウ 自分たちの町の防災マップの作成

エ いざという時の情報伝達、安否確認の方法

(8) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するために、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

安城市における防災行政を総合的に運営し、各種注意報・警報等の発表があった場合、あるいは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策を速やかに実施するための組織編成について定める。

各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

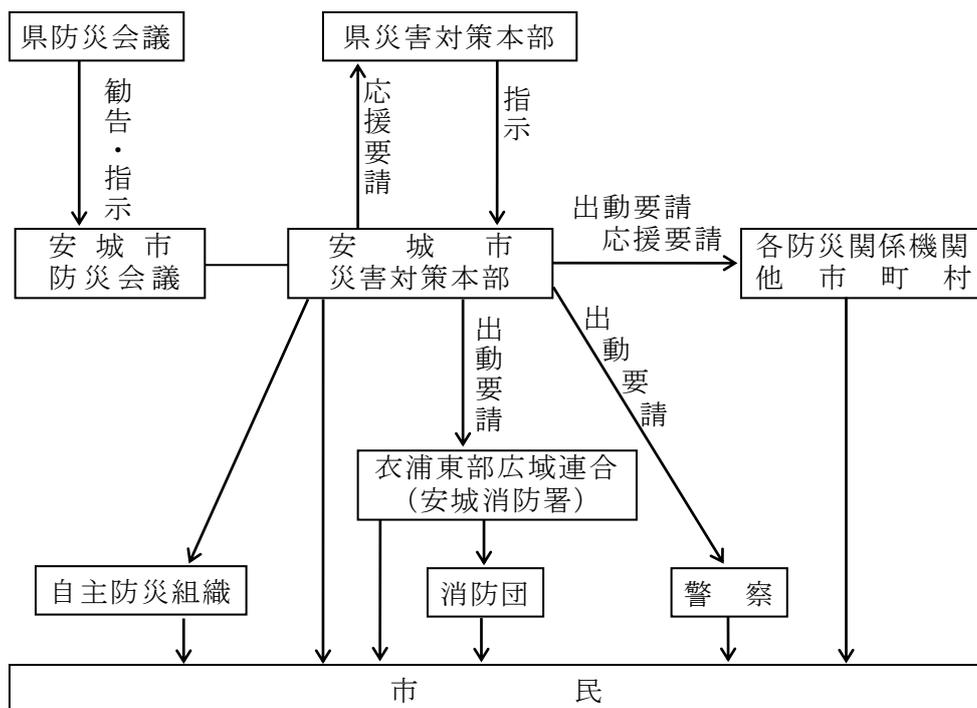
また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとし、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。

なお、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 防災組織計画

■実施担当：本部班

1 安城市防災組織図



2 安城市防災会議

災害対策基本法第16条及び安城市防災会議条例（昭和38年条例第23号、資料編・関係規程1）に基づき設置運営されるもので、安城市における防災に関する基本方針の決定及

び総合的な地域防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、防災に関する重要事項の審議、関係機関相互の連絡調整を図る。

(参考) ・安城市防災会議運営要綱 (資料編・関係規程2)

3 安城市災害対策本部

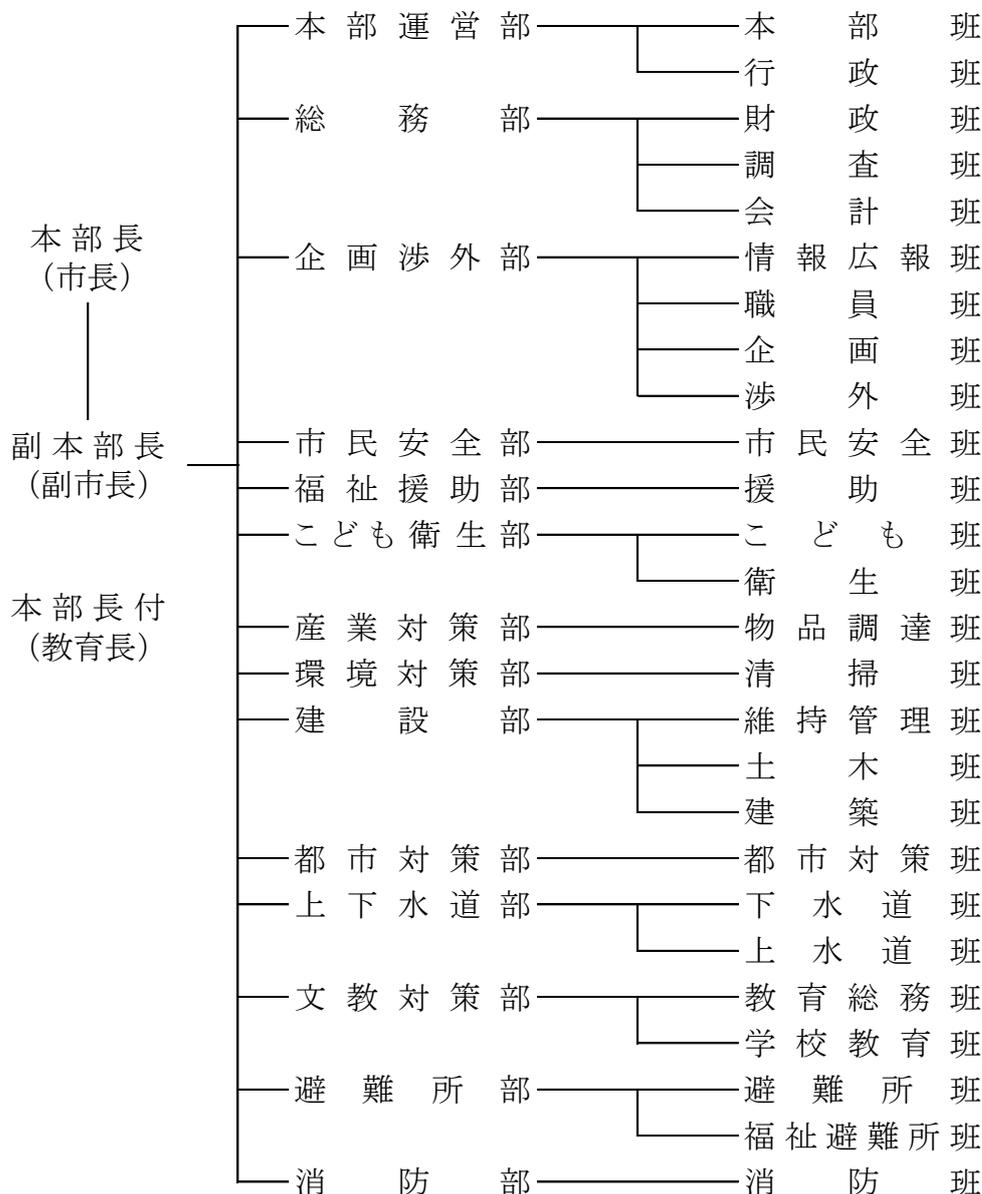
災害対策基本法第23条の2及び安城市災害対策本部条例(昭和38年条例第24号、資料編・関係規程4)に基づき設置運営されるもので、安城市防災会議と密接な連絡のもとに、各種災害対策を実施する。なお、災害対策のため必要がある場合は、現地災害対策本部を設置し、迅速な対応を図る。

(参考) ・安城市災害対策本部要綱 (資料編・関係規程5)

・安城市災害対策実施要綱 (資料編・関係規程9)

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織体制は以下のとおりである。



第2節 災害対策本部の設置・運営

■実施担当：本部班・職員班・避難所班

1 市における措置

市は、市の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

- ア 大震法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき又は地震防災対策強化地域判定会が招集されたとき。
- イ 安城市において震度4以上の地震が発生したとき。
- ウ 安城市を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく地震特別警報が発表されたとき。
- エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- オ 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。

(2) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(3) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（西三河県民事務所）へ報告するとともに、安城警察署、消防署、その他関係機関に通知する。

(4) 本部員会議の開催

- ア 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じて本部員会議を招集する。
- イ 本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。
- ウ 各部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- エ 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、危機管理監にその旨申し出る。

(5) 本部員会議の協議事項

- ア 対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報、被害状況の分析並びにそれに伴う災害対策の基本方針に関すること。
- ウ 避難のための立退きの指示に関すること。
- エ 自衛隊の災害派遣に関すること。
- オ 国、県、公共機関、他市町村、団体等に対する応援の要請に関すること。

カ その他災害対策に係る重要事項に関すること。

(6) 決定事項の周知

会議の決定事項で、職員に周知すべきことは、各部長が、速やかにその徹底を図る。

(7) 情報連絡会

情報連絡会は、災害の発生が予測される場合等に必要に応じて開催し、情報を収集し、災害対策を実施するための配備体制を協議調整するものとする。

情報連絡会は、安城市災害対策本部要綱に基づき設置される本部員会議の構成員で組織する。

2 動員計画

災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための職員の動員配備について定める。また、職員（資機材も含む）の配置等については、複合災害も念頭において行う。

（参考）・安城市災害対策実施要綱（資料編・関係規程9）

(1) 非常配備の基準

別記1 (その2) (第8条関係)

非常配備の基準 (地震)

非常配備区分	配備時期		配備内容	災害対策本部等の設置		避難所
	地震発生のおそれがあるとして東海地震に関する情報が発表された場合	地震(東海地震又は南海トラフ地震を含む。)が発生した場合(地震特別警報が発表された場合を含む。)又は地震発生のおそれがあるとして南海トラフ地震臨時情報が発表された場合		地震発生のおそれがあるとして東海地震に関する情報が発表された場合	地震(東海地震又は南海トラフ地震を含む。)が発生した場合(地震特別警報が発表された場合を含む。)又は地震発生のおそれがあるとして南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	
第1非常配備準備体制		南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震について、前兆現象が確認され、又は実際に発災した(当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が0以上3以下の場合に限る。)ことにより、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。	情報連絡活動及び災害に対する注意のため、関係班の所要の人員をもって当たる。状況により、更に高度の配備体制に移行する。		設置しない。必要に応じて情報連絡会を開催する。	開設しない。
		南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震について、前兆現象が確認され、又は実際に発災した(当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が0以上3以下の場合に限る。)ことにより、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。			設置しない。情報連絡会を開催する。	開設しない。
第1非常配備警戒体制	東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。		情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係班の所要の人員をもって当たる。状況により、更に高度の配備体制に移行する。		設置しない。必要に応じて情報連絡会を開催する。	開設しない。
		震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級4が観測されたとき(事後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合を除く。)			設置する。	開設しない。

		南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（ただし、当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が0以上4以下の場合に限る。）。		設置する。	必要により開設する。
第2 非常配備	東海地震注意情報が発表されたとき。		情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の所要の人員をもって当たる。状況により、第3非常配備体制に移行する。	地震災害警戒準備本部（市職員で構成する。）を設置する。	特命者は、開設準備体制をとる。
		震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級5弱又は5強が観測されたとき。		設置する。	状況により開設する。
第3 非常配備（全職員）	東海地震予知情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発令されたとき。		各部各班の全員をもって当たる。	地震災害警戒本部を設置する。	開設する。
		震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級6弱以上が観測されたとき、又は地震特別警報が発表されたとき。		設置する（地震災害警戒本部は、廃止する。）。	開設する。

*地震特別警報とは、本市において震度6弱以上の震度階級が観測されるおそれがあるとする内容の緊急地震速報のことをいう。

(2) 非常連絡

ア 職員の勤務時間内の伝達方法

市職員は、県から非常配備に該当する特別警報若しくは警報等を受けたとき又は市民から緊急情報を受けたときは、直ちに危機管理監に報告しなければならない。

衣浦東部広域連合消防局は、市民から緊急通報を受けたときは、安城市に連絡するものとする。

(ア) 出張及び休暇中等により口頭指示できない者については、所在地へ電話等適当な方法により連絡をとり、速やかに参集させる。

(イ) 非常連絡を受けた職員は、直ちに所定の配備体制につかなければならない。

(ウ) 各部署の責任者は、所属職員の点呼を終わったときは、直ちに参集状況について危

機管理監に報告しなければならない。

イ 職員の勤務時間外の伝達方法及び参集

勤務時間外に職員の非常配備を円滑に行うため、各部に非常連絡責任者を、各班に非常連絡員を置く。

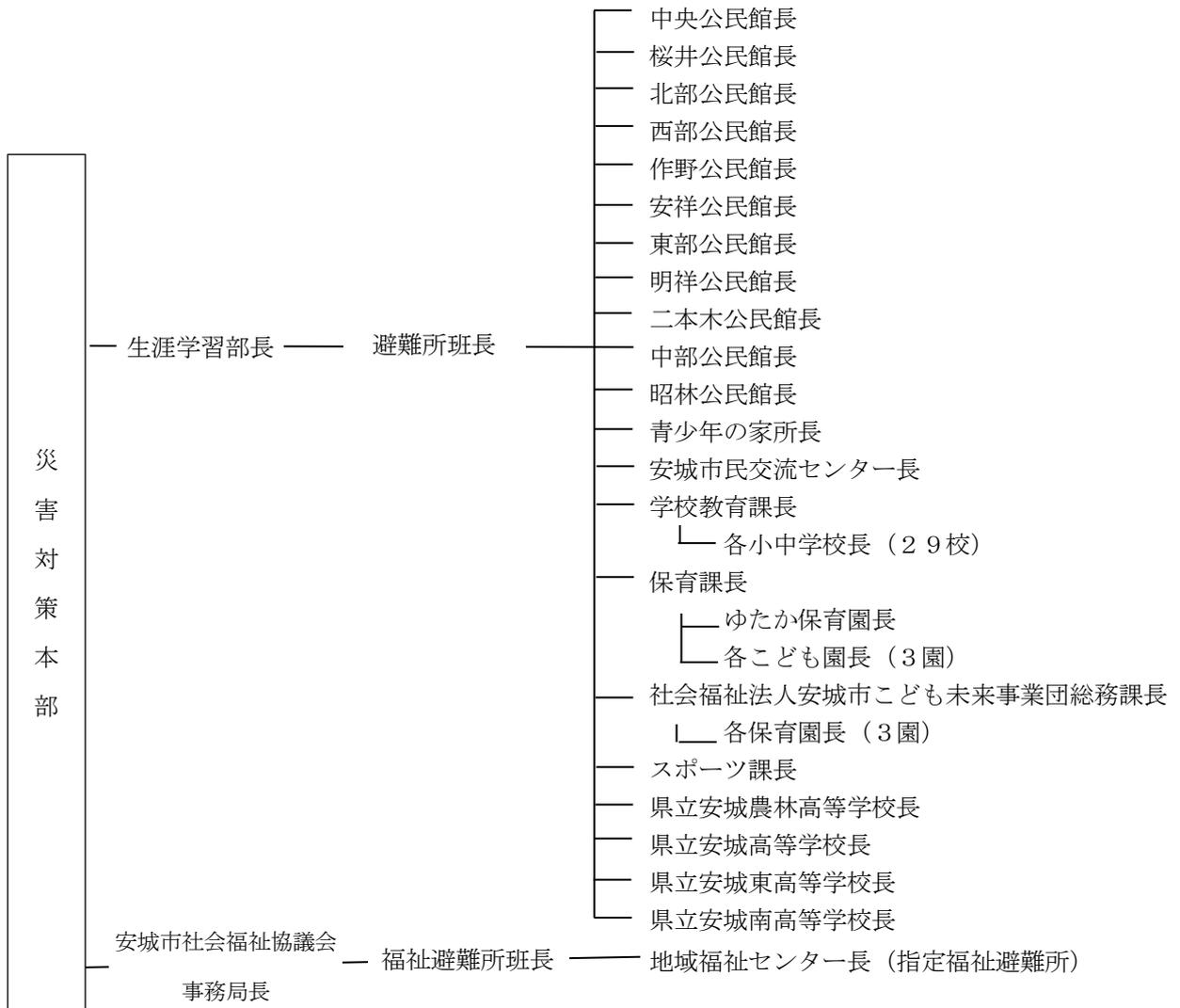
危機管理監は、毎年度当初に、非常連絡責任者及び非常連絡員の名簿並びに非常連絡系統図の作成を職員に指示し、報告させるものとする。

- (ア) 衣浦東部広域連合消防局は、勤務時間外において、市民から緊急情報を受けたときは安城市（宿日直者）に連絡するものとする
- (イ) 宿日直者は、直ちに危機管理課及び所要の部署の職員に連絡しなければならない。
- (ウ) 連絡を受けた危機管理課職員は、直ちに危機管理監に報告するものとする。
- (エ) 危機管理監は、災害対策に関し市長に報告し、指示を受けたとき又は当該指令を受ける前であっても、状況により自らが必要と判断したときは、速やかに関係者及び非常連絡責任者に緊急連絡を行う。
- (オ) 非常連絡責任者は、危機管理監から連絡を受けたときは、直ちに非常連絡員に連絡しなければならない。
- (カ) 非常連絡員は、非常連絡責任者から連絡を受けたときは、あらかじめ定められた非常連絡系統図により直ちに関係職員に連絡しなければならない。
- (キ) 非常連絡を受けた職員は、直ちに所定の配備体制につかなければならない。
- (ク) 各部署の責任者は、所属職員の点呼を終わったときは、直ちに参集状況について危機管理監に報告しなければならない。
- (ケ) 職員が、被災により、いかなる手段によっても所定の場所に参集できないときの措置
 - a 通信連絡により所属長又は災害対策本部の指示を受ける。
 - b 前記 a が不可能なときは、最寄りの市の施設又は市の指定避難所に参集し、災害対策活動に従事する。

ウ 避難所開設に伴う連絡系統

(ア) 避難所開設の連絡は次のとおりである。

避難所開設連絡系統



(イ) 避難所の開設は、施設の職員及び避難所特命者があたる。避難所開設時の避難所特命者の配置及び連絡は、非常配備の基準により、安城市災害対策実施要綱（資料編・関係規程9）第11条のとおりである。

(ウ) 避難所特命者は、震度5弱以上の地震が発生したときは、非常連絡の有無にかかわらず直ちに指定された避難所へ参集しなければならない。

(エ) 避難所特命者は、その所属する部署の所掌事務にかかわらず、指定された避難所の業務を行う。

(オ) 避難所への参集職員は、その所属する部署の所掌事務に関わらず、指定された避難所の業務を行う。ただし、指定された避難所の業務が不要になった時は、所属する部署の所掌事務を行う。

エ 自主参集

(ア) 職員は、勤務時間外において非常連絡がない場合においても、非常配備の基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、所定の場所に自主参集するよう努めなければならない。

この場合において、非常連絡系統図による連絡が途切れないよう配慮しなければならない。

(イ) 被災によりいかなる手段によっても所定の場所に参集できないときの措置は、

(2) イ (ケ) の規定を準用する。

第3節 職員の派遣要請

■実施担当：職員班

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり市の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の1

7）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第4節 災害救助法の適用

■実施担当：行政班

1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

2 適用基準

- (1) 市内の被害世帯（全壊、全焼、流出等による住家の滅失した世帯）数が100世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が（1）の基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市内の被害世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯数が（1）及び（2）の基準に達しないが、県の被害世帯数が12,000世帯以上で、市内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 市内の被害が（1）、（2）及び（3）の基準に達しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき、又は多数の者が生命・身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じたとき。

3 被害世帯の算定基準

被害世帯数 = (全壊 + 全焼 + 流出) + (半壊 + 半焼) × 1/2 + (床上浸水等) × 1/3

4 災害救助法適用の手続

市長は、被害が適用基準のいずれかに適合する可能性があるときは、早期にその旨を知事に報告し、被害が適用基準のいずれかに適合し、かつ、適用を希望する場合は速やかにその旨を知事に要請する。

第2章 避難行動

津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。

市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 津波警報等の伝達

■実施担当：本部班・維持管理班

1 地震情報等の収集

名古屋地方気象台の発表及び愛知県防災行政無線並びに震度情報ネットワークシステムにより情報を収集する。

2 情報等の種類・発表基準等

(1) 気象庁及び名古屋地方気象台が発表する予報・情報

ア 地震に関する情報等

(ア) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合又は長周期地震動階級1以上を予想した場合に、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(イ) 地震に関する情報

地震発生約1分半後に、震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

3 市における措置

(1) 市は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

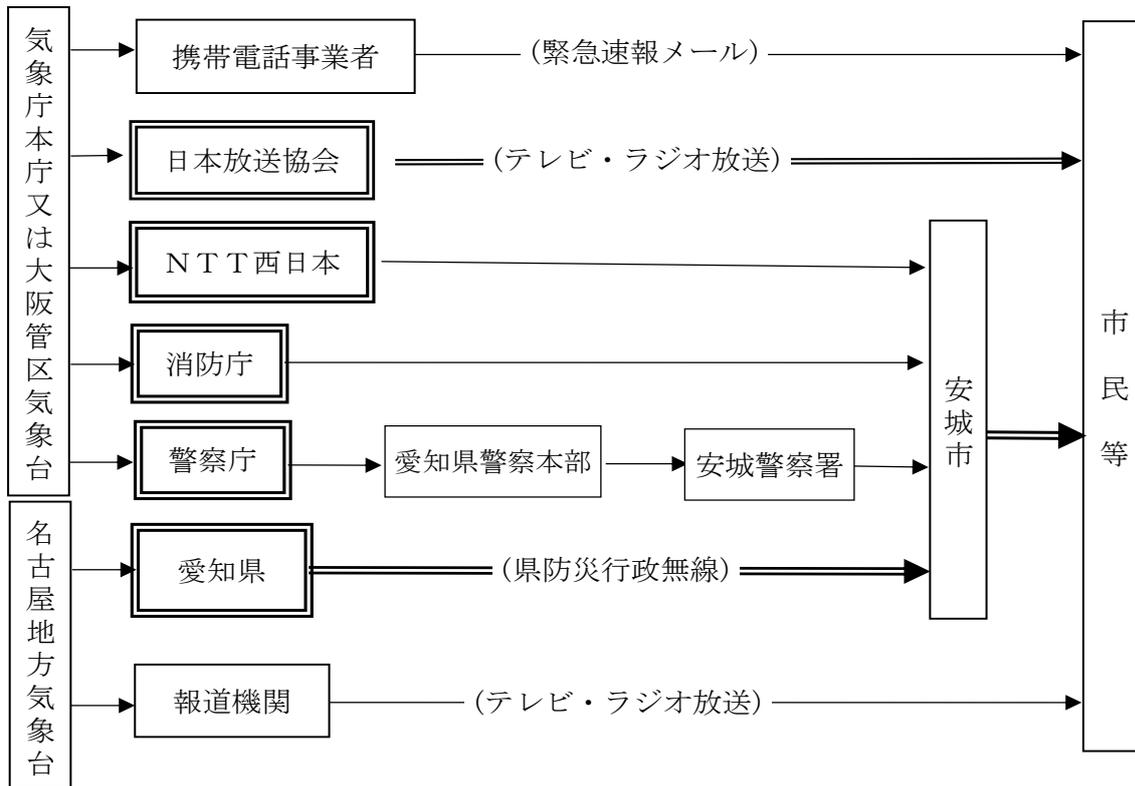
(2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

(3) 市は、受信した緊急地震速報を安城市防災ラジオ等により住民等への伝達に努める。伝達にあたっては、安城市防災ラジオを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活

用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

4 津波警報等情報の伝達

(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

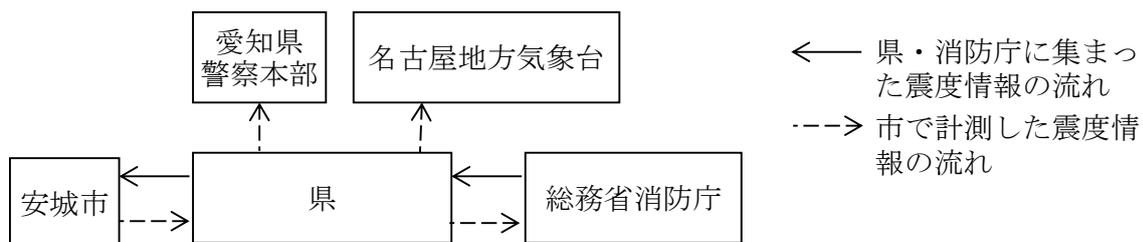
注) 二重枠に囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

(3) 県防災安全局防災部災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



5 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。

第2節 避難情報

■実施担当：本部班・避難所班・消防班

1 市における措置

(1) 避難の指示等

ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

イ 地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）

安城市——方面本部（西三河県民事務所等）——→知事

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者（市長）における措置

(1) 立退きの指示

洪水又は津波の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）

水防管理者——→警察署長

3 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、そ

の他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。この場合は直ちに市長に連絡する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合 (報告・警察官職務執行法第4条第2項)



イ (2) の場合 (通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)

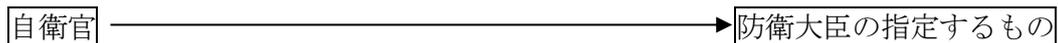


4 自衛隊 (自衛官) における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り、3(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告 (自衛隊法第94条)



5 避難の指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

6 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災ラジオを始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、コミュニティFM、ケーブルテレビ、防災ラジオ、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、広報車の巡回、警鐘、サイレン、吹き流しあるいは自主防災組

織・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

■実施担当：本部班・援助班・消防班

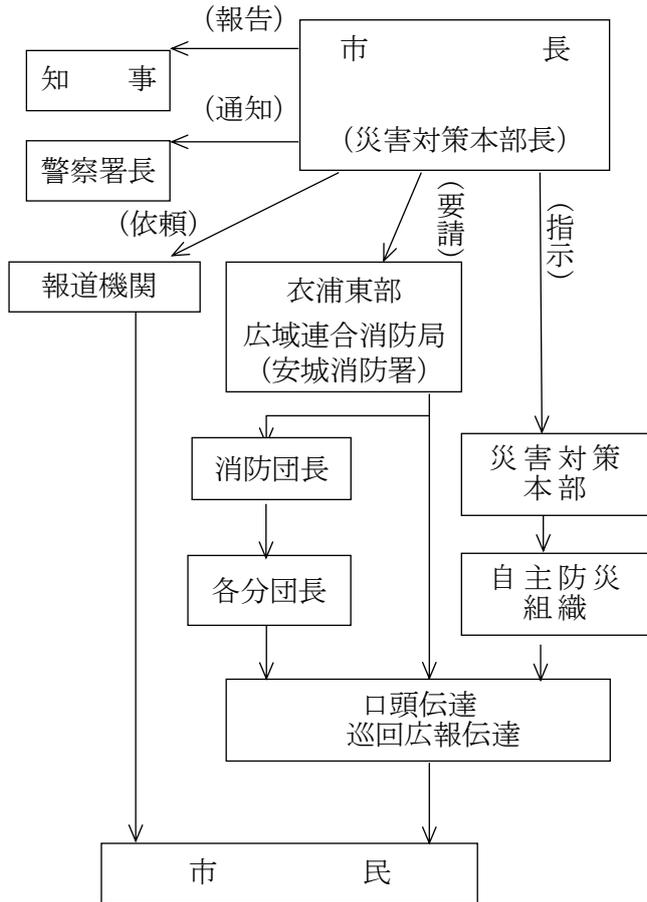
1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

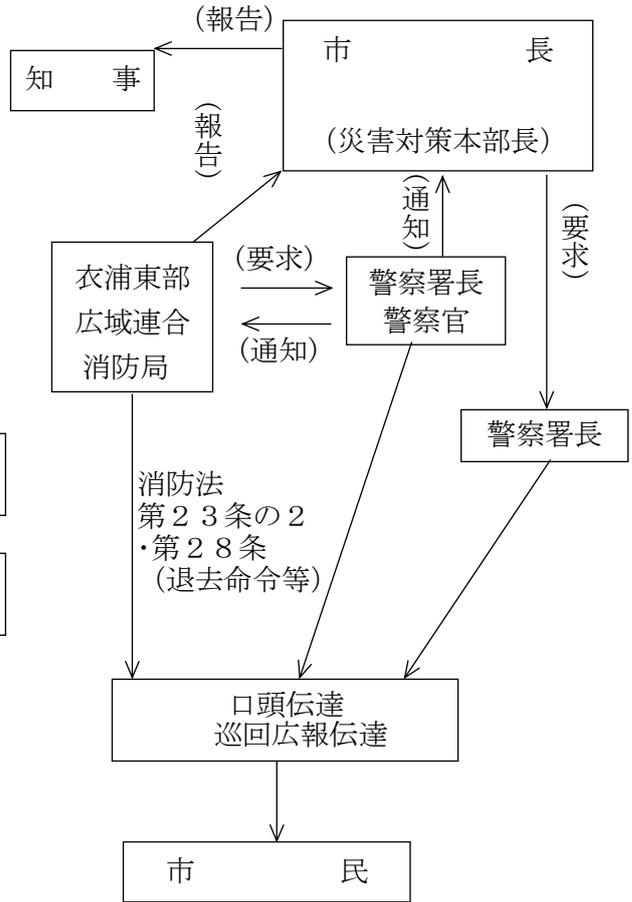
図第4-9

避難の指示等指示図

市長による避難の指示



警察署長による避難の指示等



2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報等を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報等に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報等の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報等を提供することに不同意であった者についても、可能な

範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報等について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

県及び市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

また、被災者の生活再建と生活の安定を支援するため、被災地域の市民が抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じ、その要望事項等の把握と解決に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

■実施担当：全班

被害状況等の収集は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための基礎となるものである。

このため、各班において速やかに被害状況等を収集し、収集結果は、災害応急対策活動の資料とするとともに、併せて県又は関係機関へ報告する。

初動期は、おおよその被害状況の把握を目的とし、迅速かつ正確を期するよう心がける。

なお、被害が甚大なため、被害状況等の調査収集が困難なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要な場合は、県等関係機関に応援を求めるとともに、関係機関と十分な連絡をとる。

1 避難所における被害状況等の収集・伝達計画

(1) 初動期の被害状況の収集と報告

災害発生時の被害状況の収集は、災害応急対策活動を実施するうえで最も重要なものである。このため、十分な被害状況の把握に努めるとともに、その状況を速やかに災害対策本部に報告しなければならない。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

(2) 被害状況の調査

- ア 自主防災組織からの聴き取り調査
- イ 避難者からの聴き取り調査
- ウ 避難所へ集合する職員からの聴き取り調査

(3) 被害報告

被害状況の報告は、4に掲げる様式第3により報告する。

特に、避難所は、下記に掲げる事項の把握に努める。

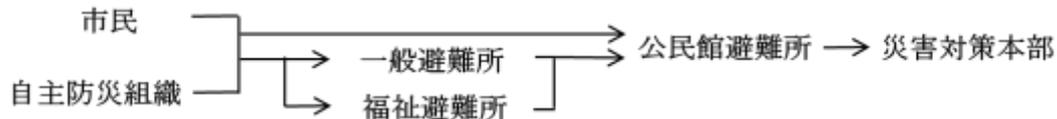
ア 1次報告

- (ア) 人的被害状況「死者、行方不明者、負傷者（重傷・軽傷の別）」
- (イ) 倒壊家屋の状況
- (ウ) 火災発生状況

イ 2次報告

- (ア) 避難者の状況「住所、氏名、性別、年齢等」
- (イ) ライフライン（電気、ガス、水道、道路、橋梁等）の被害状況

(4) 被害状況等収集伝達系統



2 各班における被害調査の報告

被害が発生したとき、各部調査報告責任者は、前記の調査の基本を旨とし、参集職員や各班による調査で得た被害状況を速やかに災害対策本部に報告する。

(1) 被害概況の報告

初期的段階では、被害程度及び被害が発生拡大するおそれの有無等全般的概況について、迅速に報告する。特に、状況の変化があった場合は、その都度報告する。

被害概況の速報後、被害状況がある程度まとまった段階においては、逐次それぞれの該当する事項を、被害報告の様式に掲げる様式第4から第15までの報告書により報告する。

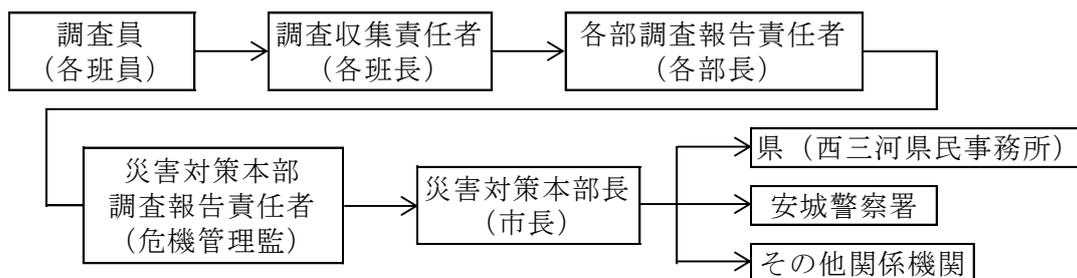
なお、被害の状況等により概況速報は、各部調査報告責任者の判断で省略することができる。

(2) 確定報告

被害拡大のおそれがなく、被害が確定した後は、表第4-4に掲げる様式第16-1から様式第19の報告書により確定報告をする。

なお、各部等は災害対策本部が必要とする事項について、その指示に従い報告する。

(3) 調査報告系統（図第4-7）



3 報告上の留意事項

- (1) 報告にあたっては、被害の程度及びその応急対策状況（経過）を必ず記載する。
- (2) 報告すべき事項が報告書の様式にそぐわない場合は、適宜別紙により作成する。

- (3) 各班の分担以外の被害状況を確認した場合で、当該分担の担当班が確認していないと認められるときは、担当班へ通知する。
- (4) 前記による各報告については、人的被害を優先し、次に住家の被害を報告する。
ただし、必要に応じ、被害の種別、規模等や二次災害の危険性を勘案し報告する。

4 被害報告の様式

- (1) 被害状況報告書（資料編・様式第3）
- (2) 人的被害状況報告書（資料編・様式第4）
- (3) 家屋被害状況調査票（資料編・様式第5-1～5-16）
- (4) 家屋被害状況報告書（資料編・様式第6）
- (5) 衛生施設関係被害状況報告書（資料編・様式第7）
- (6) 商工業及び観光施設関係被害状況報告書（資料編・様式第8）
- (7) 農業関係被害状況報告書（資料編・様式第9）
- (8) 社会福祉施設関係被害状況報告書（資料編・様式第10、様式第11）
- (9) 土木施設関係被害状況報告書（資料編・様式第12）
- (10) 文教施設関係被害状況報告書（資料編・様式第13、様式第14）
- (11) 市有財産関係被害状況報告書（資料編・様式第15）

5 本部における被害状況の総括及び報告

- (1) 各部より報告を受けた被害状況及び災害応急対策状況を取りまとめる。
- (2) (1)の結果を本部会議に資料として提出し、災害応急対策、災害復旧対策を検討する。

(3) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(5) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収

集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

表第4-4

報告の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況 応急対策状況（全般）	資料編・様式第16-1 資料編・様式第16-2
人、住家被害等	人的被害・住家被害	資料編・様式第17
	避難状況・救護所開設状況	資料編・様式第18
公共施設被害	河川・道路・上・下水道施設被害	資料編・様式第19 （確定報告は、 各機関、各部の 定める独自の 様式による）
	鉄道バス施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	

なお、災害応急対策完了後15日以内に確定報告を行う。

災害の発生及びその経過を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

(消防庁への連絡先) 平日昼間 電話 03-5253-7527
FAX 03-5353-7553
夜間休日 電話 03-5253-7777
FAX 03-5253-7537

(6) 火災・災害即報要領に基づく報告

ア 市は、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、即報要領様式1（資料編・様式第16-1）により、その第一報を県（災害情報センター／西三河県民事務所経由）に報告するものとし、以後判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡がとれない場合は直接内閣総理大臣（消防庁）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(7) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

6 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

7 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあつては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあつては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

8 被害状況判定の基準

災害により被害を受けた人的及び物的な被害判定は、人的・物的被害判定表（資料編・別表第18）の基準による。

第2節 通信手段の確保

■実施担当：本部班・消防班

1 県、市及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

県、市及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

県、市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市

町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 安城市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

2 有線通信の使用

(1) 災害対策本部臨時電話の整備

本部に臨時電話を設置し、夜間でも即時に市外、市内自動通話ができるよう有線電話の有効活用ができる体制をとる。

(2) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、他の電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

(非常又は緊急電報の利用方法)

非常又は緊急電報は、電話により発信する場合は、市外局番なしの『115番』（8時から19時まで受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げて申し込む。

- ・緊急扱いの電報の申し込みであること
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 避難所事前設置型特設公衆電話の利用

指定避難所一覧表（資料編・別表第10-1）及び指定福祉避難所一覧表（資料編・別表第11-1）には事前設置型特設公衆電話を設置し、災害時の通話を確保する。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

3 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、知事を通じて、依頼することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

4 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報

■実施担当：情報広報班・企画班

1 市における措置

- (1) 市が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 市は、できる限り相談窓口等を開設し、被災地域の市民からの相談、要望、苦情を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。
- (3) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (4) 市は、次の広報手段を有効に組み合わせて、市民への災害広報を実施する。

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

- イ ケーブルテレビ・コミュニティFM等の利用
- ウ Webサイト掲載及びX（旧ツイッター）などのソーシャルメディアによる情報提供
- エ メール等の配信
- オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- カ 広報紙等の配布
- キ 広報車の巡回
（資料）・広報車両一覧（資料編・別表第19）
- ク 掲示板への貼紙
- ケ 防災ラジオの利用
- コ 自主防災組織の活用
- サ その他広報手段

2 広報内容

市は、次の事項について広報を実施する。

- (1) 災害発生状況
- (2) 津波に関する状況
- (3) 災害応急対策の状況
- (4) 交通状況
- (5) 給食・給水実施状況
- (6) 衣料・生活必需品等供給状況
- (7) 地域住民のとるべき措置
- (8) 避難の指示
- (9) その他必要事項

3 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 市は情報広報班を窓口とし、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、

適切に情報提供を行う。

- (資料) ・災害時の放送に関する協定書
- ・災害に係る情報発信等に関する協定

4 記録写真等の作成

被災地の状況は、写真・ビデオ等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

なお、各班で撮影した写真等は、撮影日時、場所、内容を整理してすべて情報広報班へ提出する。

第4章 応援協力・派遣要請

市はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

■実施担当：本部班・職員班

1 県における措置

(1) 市の応急措置の代行（災害対策基本法73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

2 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

- (資料) ・安城市、砺波市災害時相互応援協定書
- ・安城市、加賀市災害時相互応援協定書

- ・災害時における相互応援に関する協定
- ・愛知県安城市、千葉県香取市災害時相互応援協定書
- ・西三河災害時相互応援協定書
- ・災害時相互応援に関する協定

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

(4) 応援及び派遣要請は、文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、電話その他迅速な方法で要請し、事後速やかに文書を提出する。なお、応援及び派遣を受けた場合は、応援受入簿（資料編・様式第66）に記録する。

3 中部地方整備局における措置

(1) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市及び当該市を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

5 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

6 応急対策活動の補充措置

応援、派遣を受けてもなお災害応急対策及び災害救助の実施に人員の動員を必要と認めるときは労務者の雇い上げを行う。なお、労務者の雇い上げについては職員班が行う。

(1) 労務者雇い上げの範囲

災害応急対策及び救助の実施に必要な人夫とするが、災害救助法に基づく救助の実施範囲においての必要な人夫の雇い上げは、刈谷公共職業安定所を通じ雇用を図る。

また、埋葬、炊き出し、その他救助作業の人夫を雇い上げる必要がある場合は、県に要請する。

(2) 労務者の賃金

雇い上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における平常時の通常実費程度を支給する。

(3) 整備保存すべき帳簿

臨時雇い上げ人夫勤務状況表（資料編・様式第67）、人夫賃支払関係証拠書類を備える。

7 民間人に対する従事命令等

災害応急対策を実施するための人員がボランティア団体等の協力及び労務者の雇い上げ等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき、又は緊急の必要があると認められるときは、従事命令等を執行する。

なお、従事命令等の種類と執行者及び命令対象者は、次表による。

表第4-5

執行者	種類	対象者	対象作業	根拠法律
知事 委任を受けた 市長 (災害対策基本 法に基づくも のに限る)	従事命令	医師・歯科医師・薬剤師 保健士・助産師・看護師 土木技術者・建築技術者 大工・左官・とび職 土木・建築業者及びその従事者 地方鉄道業者及びその従事者 自動車運送業者及びその従事者	災害救助作業 (災害救助法に基づ く救助に関する業 務)	災害救助法 第7条・第8条 ・第9条
	従事命令	救助を要する者及び その近隣の者	災害応急対策作業 (災害救助法に基づ く救助を除く応急処 置)	災害対策基本法 第71条①②
	保管命令	病院等政令で定める施設管理者 物資を扱う業者		
市長	従事命令	市内の住民又は当該応急措置を 実施すべき現場にある者	災害応急対策作業 (災害応急対策全 般)	災害対策基本法 第65条①②
警察官	従事命令	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者	避難等の措置 (危害回避、危害防止 措置)	警察官職務執行 法 第4条①
消防吏員 消防団員	従事命令	火災の現場近くにある者	消防作業	消防法 第29条⑤
救急隊員	協力要求	救急業務の現場付近にある者	救急業務	消防法 第35条の7①
水防管理者 消防団員	従事命令	区域内に居住する者又は水防の現 場にある者	水防作業	水防法 第17条

(1) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、公用令書等を交付する。知事の委任を受けた場合に発する以外の従事命令については、公用令

書を交付しない。

(2) 費用

従事命令又は協力命令により、災害応急対策及び救助に従事した者に対して実費を弁償するものとする。

(3) 損害補償

従事命令又は協力命令により、災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、安城市救慰金支給条例で定める損害補償金を支給する。

(4) 整理保存すべき帳簿

従事者台帳（資料編・様式第68）

(5) 公用令書等の様式

ア 公用令書（資料編・様式第69）

イ 公用変更令書（資料編・様式70）

ウ 公用取消令書（資料編・様式71）

第2節 応援部隊等による広域応援等

■実施担当：本部班・消防班

1 市の措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 衣浦東部広域連合消防局庁舎において、緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

エ 「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めるものとする。

オ 衣浦東部広域連合消防局は、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

なお、東海地震及び東南海・南海地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様に迅速な受け入れ体制を確保するものとする。

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

■実施担当：行政班

災害に際して、人命または財産の保護に必要な応急対策を実施するため、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する場合における手続等を定める。

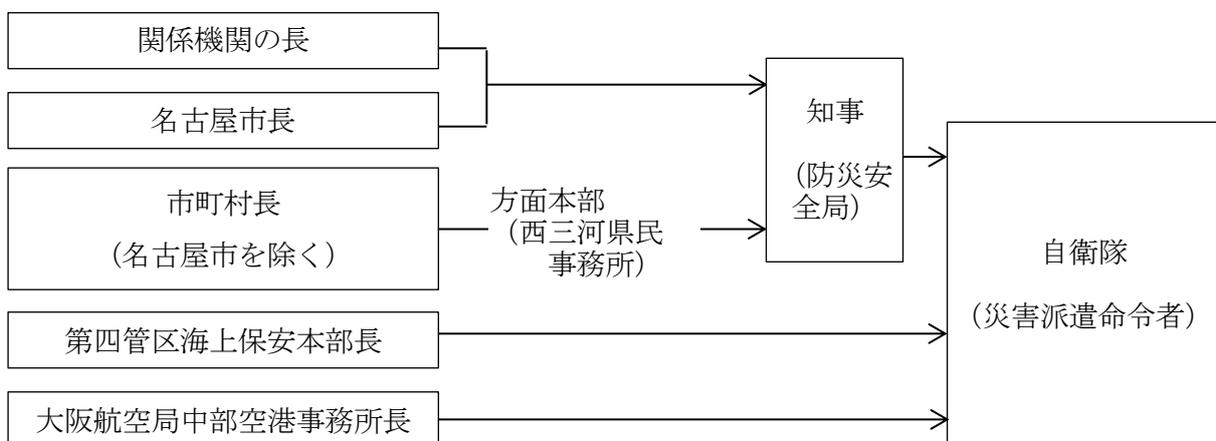
1 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害対策本部員会議で部隊等の派遣要請依頼書（資料編・様式第23）に定める事項を検討し、部隊等の派遣要請依頼書により、災害派遣要請者に対して、災害対策基本法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して災害派遣部隊撤収要請依頼書（資料編・様式第24）により撤収要請を依頼する。

2 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。

3 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
- ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、派遣部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊指揮官と協議し、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - (ア) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
- (資料) ・ヘリポート用地基準（資料編・別図第6）
- (イ) 受入時の準備
- a 着陸点には、㊸記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - c 砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - d ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。
- (資料) ・ヘリポート表示基準（資料編・別図第7）
- カ ヘリポート可能箇所は、緊急時ヘリポート可能場所（資料編・別表第20）のとおりである。
- キ 派遣部隊の宿泊施設（場所）及び車両等の保管場所は、安城市総合運動公園とする。

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入

■実施担当：市民安全班

1 ボランティア団体の受入

- (1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (3) 災害ボランティアセンターは、市民安全班と社会福祉協議会があたり、市の災害対策本部の各班と連絡を取り、ボランティアの受入れに必要な情報の提供及び収集を行う。
- (4) 災害ボランティアセンターは、宿泊所等のあっせん要請があった場合、必要に応じてその確保に努める。
- (5) 災害が発生し、その地域でボランティア活動をしようとする団体等は、ボランティア団体等協力申出書（資料編・様式第72）を災害ボランティアセンターに提出し、その指示に従うものとする。
- (6) 災害ボランティアセンターの指示により派遣されたボランティアは、同本部に活動開始を報告し確認を受ける。また、終了も同様とする。

2 コーディネーターの役割

- (1) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等へ

の円滑な移行ができるように努めるものとする。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

さらに市と、社会福祉協議会のボランティアグループ及び愛知県防災ボランティアグループ、並びに赤十字奉仕団との相互協力については、各機構編成を尊重しながら可能な限り連携した活用を図る。

第5節 防災活動拠点の確保等

■実施担当：本部班・職員班

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点や地域内輸送拠点の確保を図るものとする。

物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に内閣府が整備運用する新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

■実施担当：全班

1 県、市町村、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣する

とともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市町村、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに知事の事務の一部を行うこととされた市長）等は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。

救出にあたっては、要配慮者を優先する。

第1節 救出・救助活動

■実施担当：消防班

1 市における措置

- (1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 救出活動

消防機関及び警察署は、関係機関及び団体等に協力を求め救出活動を実施する。

3 応援要請

被害が甚大な場合には、他市町村等の消防機関へ応援要請を行う。
また、県に対し、自衛隊の応援要請を依頼する。

4 整理保存すべき帳簿

- (1) 被災者救出状況記録簿（資料編・様式第28）
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（資料編・様式第29）
- (3) 被災者救出用機械器具修繕簿（資料編・様式第30）
- (4) 被災者救出用関係支払証拠書類

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

■実施担当：行政班・消防班

1 市における措置

- (1) 市は、必要に応じて下記活動のために愛知県防災ヘリコプターの出動を要請する。
- ア 被害状況調査等の情報収集活動
 - イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
 - ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
 - エ 火災防衛活動
 - オ 救急救助活動
 - カ 臓器等搬送活動
 - キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動
- (2) 愛知県防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。
- ア 災害の種別
 - イ 災害の発生場所
 - ウ 災害発生現場の気象状況
 - エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
 - カ 応援に要する資機材の品目及び数
 - キ その他必要な事項
- (3) 緊急時応援要請連絡先
- | | | | |
|------------|--------------|-----|--------------|
| 8：45～17：30 | 名古屋市消防航空隊 | 電話 | 0568-54-1190 |
| | | FAX | 0568-28-0721 |
| 17：30～8：45 | 名古屋市防災指令センター | 電話 | 052-961-0119 |
| | | FAX | 052-953-0119 |

第6章 消防活動・危険性物質対策

大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あけて出火防止と初期消火を行う。

消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。

地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

第1節 消防活動

■実施担当：消防班

1 消防局の措置

- (1) 消防局は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (2) 消防局は、消防関係機関との連携を保ちつつ、消防力を集結し救助、救急並びに火災の防御にあたる。また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は「西三河地区消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「緊急消防援助隊運用要綱」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

また、大規模災害発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊について、その充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努める。

なお、安城消防署、消防団、自衛消防隊の出動、招集、防御の方針等次の事項に関する詳細については、消防局が定める『消防計画』による。

- ア 災害に迅速に対応できる初動体制
- イ 消防機能を最大限に発揮する火災防御活動体制
- ウ 救助、救急活動の迅速かつ確実な実施と医療機関との協力体制

2 消防団における措置

- (1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合

は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

- (2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

■実施担当：消防班

石油類、高圧ガス、火薬類、化学薬品等（以下「危険物」という。）が、地震により爆発、火災、流出その他の事故が発生した場合に災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、より総合的な応援協力体制をもって、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺市民に被害を及ぼさないように努める。

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2 市における措置

- (1) 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

■実施担当：消防班

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。
- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。
- (3) 地震防災体制の確立
 - ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。
 - イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。
- (4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。
- (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。
- (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策
 - ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。
 - イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。
- (7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

2 市における措置

- (1) 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

■実施担当：消防班

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施するものとする。
- (2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 市における措置

- (1) 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。

第1節 医療救護

■実施担当：衛生班・安城市医師会・安城市歯科医師会
・安城市薬剤師会・安城更生病院・八千代病院

1 市における措置

(1) 市の行う救護

ア 市は、協定に基づき安城市災害医療コーディネーターに対し、医療救護所へ医療救護班の派遣その他災害医療に関することを実施するよう要請する。

イ 所属する医療機関がJR東海道本線より北の地域にある医師会、歯科医師会及び薬剤師会の各会員並びに看護師などの医療従事者は八千代病院に、南の地域にある医療従事者は安城更生病院に参集する。ただし、診療時間外においては居所に応じて各自の判断で八千代病院または安城更生病院に参集する。

ウ 災害医療コーディネーターは、参集した医療従事者を医療救護班に編成し、医療救護所へ派遣する。また、市外より派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）を適宜医療救護所へ派遣する。そのほか、援助医薬品の配分、医療救護班の撤収、医療救護所の閉鎖など災害医療全般について、市と協力して実施する。

（資料）・災害時の医療救助に関する協定書（医師会等）

エ 医療救護班において応急手当後、医療機関等への搬送を必要とする者は、医師等と連携し適切な医療機関へ搬送する。

オ 災害救助法が適用された場合は、この医療救護班が県の組織する医療救護班を構成する。

カ 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

(2) 医療救護所の設置

ア 被害状況に応じて次の5か所の公共施設に開設する。

東山中学校、安城北中学校、安城南中学校、桜井中学校、明祥プラザ

イ 発災直後の初動期を経過した後は、必要に応じて避難所等の巡回救護を行う。

(3) 救急搬送の応援要請

ア 患者の搬送は、消防機関等が行うものであるが、必要があれば「西三河災害時相互応援協定」に基づき近隣市に派遣を要請する。

イ 道路の損壊、交通機関不通等の場合及び遠隔地への搬送は、県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を県に依頼する。

2 県における措置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整のため、下記のことを実施する。

(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請等

(3) 救護班の派遣要請等

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等

(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等

(6) 災害支援ナースの派遣要請等

(7) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置

3 DMAT指定医療機関における措置

DMAT指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMAT）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

4 日本赤十字社愛知県支部における措置

(1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。

(2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

5 県医師会における措置

(1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。

(2) 県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。

(3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。

(4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

6 DPATの編成・派遣等

- (1) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。
- (2) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、DPATを派遣する。
- (3) DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。
- (4) DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。
- (5) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。

7 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

8 助産

災害救助法に基づく助産は、原則として最寄りの病院、助産所又は助産師によって行う。救急搬送の応援要請等については、医療の場合と同様とする。

9 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。

医療及び助産のための医薬品、医療機材の確保は次による。

ア 薬剤師会災害本部

救援医療品の薬効別仕分け、麻薬・向精神薬の管理等を行うため、薬剤師会は安城市スポーツセンター内に薬剤師会災害本部を設営し、適切な管理及び分配を行う。

イ 株式会社スギ薬局からの供給

(資料) ・災害時における医薬品、生活必需品等の供給協力に関する協定書

- ウ 医薬品メーカーからの供給
- エ 市内病院における備蓄
- オ 市（医療救護所5箇所）における備蓄
- カ 県へ調達要請

1 0 整備保存すべき帳簿

- (1) 医療救護班診療記録
 - (2) 医療救護班医療薬品衛生材料使用簿
 - (3) 医療救護班の編成及び診療日報
 - (4) 医薬品衛生材料受払簿
 - (5) 病院診療所医療実施状況
 - (6) 医薬品、衛生材料等、購入関係証拠書類
 - (7) 助産台帳
 - (8) 助産関係支出証拠書類
- (資料) ・「災害時の医療救助に関する協定書」関係書類
 ・病院一覧表（資料編・別表第21）

1 1 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

■実施担当：清掃班・衛生班・避難所班・職員班・子ども班

1 市における措置

(1) 防疫活動支援体制及び保健衛生活動体制

市は、県に準じて、防疫活動支援および保健衛生活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 「災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定」に基づき、愛知県ペストコントロール協会の協力を得ながら、防疫活動の支援をする。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給は、「第3編第11章第1節 給水」に準じて実施する。

ウ 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のよ

り快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

エ 感染症法による患者又は保菌者が発生した場合には、速やかに保健所に通報する。

オ 町内会からの要請に応じて、二兼機の貸出し及び油剤、発泡錠剤の提供をする。

カ 避難所において、衛生に関する自治組織を作るよう指導し、その協力を得る。

(3) 臨時予防接種の実施

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定により、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

2 予防教育及び広報活動

ポスター、広報紙の利用、及び報道機関の活用等により感染症などの疾病に対する注意事項等を周知させるとともに、市民に接する機会をとらえて衛生指導をする。

3 防疫用器具器材等の整備・備蓄

大規模災害に対処するため防疫用器具器材及び薬剤の整備・備蓄を行う。

(資料) ・第二種感染症指定医療機関（資料編・別表第25）

・防疫用器具器材の整備備蓄一覧（資料編・別表第26）

4 栄養指導等

(1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食料の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

(1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保険・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行ったり、必要な場合には県に心のケアチーム（DPAT）の派遣要請を行ったりして、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

県及び市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

8 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 県が疫学調査及び健康診断を行う際に、市に応援要請があった場合は、情報提供など必要な協力をする。

(3) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(4) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

(5) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料) ・災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

緊急輸送道路等の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確認する。

市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

- ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- ア 緊急通行車両
 - (ア) 緊急自動車
 - (イ) 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
- イ 規制除外車両
 - (ア) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの
 - (イ) 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

ア 初動対応

(ア) 交通情報の収集

- a 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。
- b 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者と連携し、道路情報の収集を行う。

(イ) 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。

なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。

イ 第一局面（大地震発生直後）

(ア) 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。

(イ) 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。

ウ 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

エ 交通規制を実施する場合は、標示を設置して行うが、緊急を要するとき、又は設置が困難である時は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

（資料）・通行の禁止・制限の標識（資料編・別図第8）

(4) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるとき

は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(資料) ・緊急輸送(通行)車両標章(資料編・別図第9)

(6) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

■実施担当：財政班・市民安全班・維持管理班・土木班

1 市における措置

応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路を確保する。

また、被害の状況により緊急輸送道路とした指定路線の交通確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送道路として確保する。

なお、各道路管理者間で十分調整するとともに、交通規制対象路線の交通規制を担当する安城警察署とも密接な連絡を保つなど、各関係機関が相互に協力する。

緊急輸送道路の機能確保を図るため、次の緊急応急対策を実施する。

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。
 また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
- ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- オ 重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、県に代行を要請する。
- カ 上記の緊急対策のために、市は応急復旧計画を策定し、災害緊急協力登録事業者及び災害対応業務委託に基づく地元業者等と連携して緊急復旧を行い、道路機能を確保する。

(3) 応援協力体制

市管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。また、市管理道路以外の路線の応急復旧作業は、当該道路管理者の要請に基づき可能な範囲で応援する。

また、市管理道路において応援を必要とするときは、第3編第4章第1節の定めるところにより、関係機関に応援要請を行う。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報については、職員、警察署、報道機関等を通じて関係機関、避難者、運転者等に対し適時適切に情報提供する。

第3節 鉄道施設対策

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導及び被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

1 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社における措置

大規模地震等が発生した場合、必要に応じて以下の措置を行うこととする。

- (1) 対策本部・復旧本部の設置及び非常参集要員の参集
- (2) 被災状況、運転状況等に関する情報の収集・伝達及び手段の確保
 - ア 関係行政機関等への発災後の状況報告
 - イ 報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供
 - ウ 旅客等への列車運行情報の提供
 - エ 地方防災会議、関係地方自治体への情報提供
- (3) 応急復旧活動の実施及び応急資機材の手配
- (4) 旅客の避難誘導
- (5) 自衛隊への救援要請

2 その他の鉄道事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

(ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異常を認めたとときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

(ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

(ア) 地震等による異状を認めたとときは、列車の停止手配をとるとともに列車の出発を見合わせる。

(イ) 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

(エ) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

(オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護・誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかにN T T西日本株式会社加入電話、作業用無線等を利用して緊急通信連絡を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係

員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第4節 緊急輸送手段の確保

■実施担当：財政班

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

- (1) 市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員及び物資の輸送手段を確保する。車両は本部において集中管理とし、要請を受けて財政班が配車計画を行う。
- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。また、必要に応じて、東海旅客鉄道株式会社や名古屋鉄道株式会社に対する鉄道輸送並びに自衛隊・愛知県防災ヘリコプターに対する空中輸送等の応援を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

4 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定し、車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行った場合に当該道路区間を通行するときは、緊急通行車両の確認を県（西三河県民事務所）において受ける。

- (1) 対象となる車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両で、災害応急対策の実施のために必要な車両。

(2) 災害等発生前の緊急通行車両の確認に関する手続

市長は、緊急通行車両に関する書類を事前に安城警察署交通課に申し出ることにより、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができる。

ア 緊急通行車両確認申出書（2通、資料編・様式第56）

イ 自動車検査証（軽自動車届出済証）の写し（2通）

ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（2通）

エ 契約書の写し、輸送協定書の写し又は当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれか（2通）

オ 災害応急対策等を実施する者の車両であることを確かめるに足りる書類（2通）

(3) 交通規制地域での運用

知事又は公安委員会から交付を受けた標章を前面ガラスの内側にはり付け、緊急通行車両確認証明書を携帯して通行する。

（資料）・緊急通行車両標章（資料編・別図第9）

5 整理保存すべき帳簿

(1) 輸送記録簿（資料編・様式第53）

(2) 燃料及び消耗品受払簿（資料編・様式第54）

(3) 修繕費支払簿（資料編・様式第55）

(4) 輸送関係支払証拠書類

（資料）・市有車両等一覧表（資料編・別表第30）

第9章 浸水・津波対策

県、市及び関係機関は、堤防の崩壊・亀裂等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「市水防計画」に準拠した上で実施する。

津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客等を避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。

水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

第1節 浸水対策

■実施担当：維持管理班・土木班

1 県（建設局、農林基盤局）、市及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

ア 地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川、海岸の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。

イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

市は、所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防等浸水対策用倉庫等の設備及び浸水対策用資機材を整備するとともに、資機材をあらかじめ定めておいた方法により速やかに調達する。

(3) 漏、溢水防止応急復旧活動

各管理者は、堤防等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

第2節 津波対策

■実施担当：本部班・維持管理班・土木班

1 市における措置

(1) 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の伝達は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行われるが、市はこれらに基づき、防災ラジオ、緊急速報メール等様々な手

段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

(2) 避難情報の発令、巡回等

ア 市は、地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。

イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、防災ラジオ、緊急速報メール、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。

2 河川管理者の措置

河川の管理者は、津波警報の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知した場合は、水門及び閘門の閉鎖（工事中の場合は中断等）措置を講じる。

なお、施設の操作は、現場作業員の安全を優先した上で行わなければならない。

3 その他の措置

その他の津波災害に対する対策は、県、市及びその他の防災関係機関が、第1節「浸水対策」のほか、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」、第5章「救出・救助対策」、第8章「交通の確保・緊急輸送対策」などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。

帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

■実施担当：避難所班

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、市の避難所は、指定避難所一覧表（資料編・別表第10-1）及び指定福祉避難所一覧表（資料編・別表第11-1）のとおりであり、給水の確保、食料の給与、毛布、寝具、衣料、日用必需品等の給・貸与、傷病者等に対する応急救護等を行う。避難所の機能的な役割により、指定公民館避難所、指定一般避難所及び指定福祉避難所に区別する。避難所では、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備にも努める。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、県又は他市町村へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

災害対策本部は、避難所を開設する避難所特命者及び当該施設の管理者等に対して、避難所を開設する旨及び受入れ準備等必要な指示を行う。

避難所部各班は、避難所に必要な班員を派遣し、避難所の管理、避難者に対する指示、本部との連絡にあたらせる。

災害対策本部の開設指示がない場合であっても、現に避難者があるとき、又は班長が必要と認めたとき、避難所特命者は、当該施設の管理者等と協議のうえ避難所を開設することが

できる。開設したら、事後速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

また、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所の運営に当たっては次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

災害時には、「避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難生活支援マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に

応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難生活支援マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点を確保した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

サ 車中泊避難を行うためのスペース

市は、車中泊避難を行うためのスペースを確保した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

ス ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

セ 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適

温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (ア) プライバシーの確保状況
- (イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (ウ) 洗濯等の頻度
- (エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- (オ) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (カ) 食料の確保、配食等の状況
- (キ) し尿及びごみの処理状況
- (ク) 避難者の健康状態
- (ケ) 指定避難所の衛生状態

ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

タ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

3 避難所の設置報告及び状況報告

市長は避難所を設置した場合は、直ちに避難所開設状況を県（西三河県民事務所）及び安城警察署に報告する。

報告内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び避難所別避難者数
- (3) 開設期間

4 整理保存すべき帳簿

- (1) 避難所収容台帳（資料編・様式第25）
- (2) 避難所用物品受払簿（資料編・様式第26）
- (3) 避難所設置及び収容状況（資料編・様式第27）
- (4) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (5) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

■実施担当：市民安全班・援助班

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 指定福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、指定福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

また、必要に応じて県へ災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

ただし、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの編成・派遣については、県へ要請するものとする。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

■実施担当：企画班

1 市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

- (3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者

の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

市は被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとするとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。必要量の確保が困難な場合には県等へ援助の要請をする。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

■実施担当：上水道班・物品調達班

水道施設が被災した場合、老朽管の損壊、継手部の離脱等により広範囲にわたる断水が予想される。水道の普及に伴い、飲料水をはじめ生活用水をほとんど水道に依存する今日では、迅速な応急給水が必要不可欠である。

被災時には、市民に対して可能な限り所要の給水量を確保するため、非常時における応急給水の基本である「水源の確保」と「給水体制の確立」を図る。また、必要量確保が困難な場合には公益社団法人日本水道協会中部地方支部へ援助の要請をする。

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

(資料) ・応急給水用機器保有一覧表 (資料編・別表第23)

2 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水量は、別表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

別表 応急給水の目標

発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	水の運搬距離	主な給水方法
地震発生から3日まで	3	1km以内	避難所・配水池、公民館避難所等の 応急給水栓
4日から10日まで	20	250m程度	給水車、一般避難所等の 応急給水栓
11日から21日まで	100	1000m程度	給水車、仮設給水栓
22日から30日まで	250	10m程度	仮設給水栓、各戸給水

安城市水道事業地震防災強化計画（平成15年4月作成 令和3年度3月改訂）

(5) 給水の方法は、給水車・搬出容器等により運搬応急給水を実施する。

3 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」による給水活動を要請し、その要請が困難な場合には、公益社団法人日本水道協会中部地方支部等他機関への応援を要請する。
- (3) 水道業務協力事業者の応援体制が必要な場合は「災害等発生時における水道事業の協力に関する協定」により要請する。

4 水道施設の応急復旧

取水、浄水、配水、給水等において災害が発生した場合、その被害状況に応じ上水道班をもって応急復旧にあたるが、状況により安城市水道指定工事店協同組合や隣接市等への応援要請を行い、復旧作業の円滑を図る。

(資料)・安城市災害対策緊急時対応組織図（資料編・別図第3）

- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定
- ・水道災害相互応援に関する覚書
- ・災害時における復旧工事の協力に関する協定
- ・災害時における応急対策の協力に関する協定

5 整備保存すべき帳簿

- (1) 飲料水供給記録簿（資料編・様式第37）
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（資料編・様式第38）
- (3) 給水用機械器具修繕簿（資料編・様式第39）
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる

が、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

■実施担当：物品調達班・避難所班

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

調達にあたっては、パン、ビスケット、せんべい、洋菓子等の菓子製造会社、うどん、即席ラーメン等の製麺会社及び缶詰、ソーセージ等の魚肉加工会社等の市内食品会社の協力を得て、「災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書」に基づき、食品の円滑な調達を図る。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、県及び他市町村へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

配給経路は、図第4-10のとおりである。

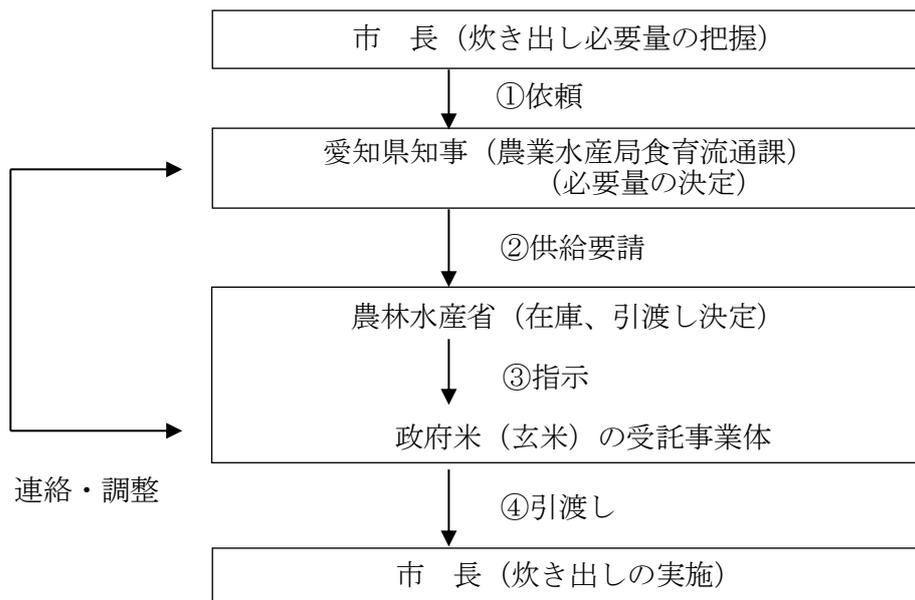
ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

2 整備保存すべき帳簿

- (1) 炊き出し受給者名簿（資料編・様式第40）
- (2) 炊き出しによる食品給与のための物品使用簿（資料編・様式第41）
- (3) 食料品現品給与簿（資料編・様式第42）
- (4) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払簿（資料編・様式第43）及びその証拠書類
- (6) 炊き出し用物品借用簿（資料編・様式第44）
- (7) 県知事への米穀売却依頼文例
 - ア 応急用米穀の売却依頼文例（資料編・様式第45）
 - イ 応急用米穀の売却回答文例（資料編・様式第46）

図第4-10 炊き出し用として米穀を確保する手順図



3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

■実施担当：物品調達班

1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 給与の方法

指定避難所において、給与又は貸与する。避難所責任者は、公平性を期すため、自主防災組織等と協力して被災者数を速やかに把握し、生活必需品の必要量の確保に努める。また、給与等に必要な作業は、ボランティア等の協力を得て実施する。給与又は貸与品目は、次のとおりである。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料
- (5) 衛生用品等（ストマケア用品、経管栄養用品）

3 物資の調達方法

必要物資については、備蓄物資の放出により対応し、必要量の確保が困難な場合には、市内大規模小売店舗及び安城市商店街連盟等の協力を得て調達する。

- (資料) ・災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書
- ・災害時における医薬品、生活必需品等の供給協力に関する協定書
 - ・災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書
 - ・災害時における食料品等の供給協力に関する協定書
 - ・災害救助物資の緊急調達に関する協定書

4 整備保存すべき帳簿

- (1) 物資購入（配分）計画表（資料編・様式第47）
- (2) 物資受払簿（資料編・様式第48）
- (3) 物資給与及び受領簿（資料編・様式第49）
- (4) 物資購入関係支払証拠書類

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

第1節 環境汚染防止対策

■実施担当：清掃班

災害により、有害物質に起因する環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、市民への被害の防止及び軽減を図る。

1 環境汚染防止

- (1) 災害に伴い、有害物質による環境汚染が生じた場合は、速やかに愛知県及び消防局、県警察等の関係機関に通報する。
- (2) 市民の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、消防局、県警察等の関係機関と連携し、速やかに市民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) 愛知県が行う環境汚染の防止対策等の措置に協力する。

第2節 地域安全対策

■実施担当：市民安全班

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

大規模な地震災害の発生により、社会活動、経済活動が麻ひし市民生活に大きな混乱が生じ、その混乱に乘じ各種犯罪の発生や道路交通の無秩序化などが予想される。

市は、災害が発生した場合、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、警備活動の要請及び必要な範囲における協力などについて、安城警察署に設置される現地警備本部との連絡を密にし、これらの災害応急対策の障害となる様々な混乱を早期に收拾又は予防し、市民生活の安定を図る。

また、町内会、自主防災組織等による、地域の生活安全対策についても、防犯連絡所などを通じ、警察等との連携を保ちながら実施するよう協力を求める。

警察の実施する警備活動の重点は、次のとおりである。

- (1) 各種情報等の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
 - ア 初期的段階
 - (ア) 人的被害の状況
 - (イ) 家屋等の倒壊状況
 - (ウ) 火災の発生及び延焼状況
 - (エ) 危険物貯蔵設備等の被害状況と二次災害の発生状況
 - (オ) 道路、橋梁の損壊状況
 - (カ) 交通機関の被害状況
 - (キ) 市民の避難、混乱の発生状況
 - (ク) 水道、ガス、電気等の被害状況
 - (ケ) 堤防、危険箇所等の状況
 - イ その後の段階
 - (ア) 被災者の動向、デマの発生の状況、治安状況
 - (イ) ライフライン等の復旧状況及び見通し
- (3) 被災者の救助及び負傷者の救護
- (4) 危険箇所の警戒及び市民に対する避難誘導等
- (5) 避難路及び緊急輸送路の確保、交通混乱の防止及び交通秩序の確保
- (6) 保安、地域安全対策及び生活経済対策
- (7) 広報、相談活動
- (8) 検視及び行方不明者の捜索

第13章 遺体の取扱い

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。

また、遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索

■実施担当：市民安全班・消防班

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

消防及び県警察は緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

■実施担当：市民安全班

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（総合斎苑等）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定してお

くよう努めるものとする。

(資料) ・災害時における協力に関する協定書(遺体の取扱い)

(2) 遺体の検視(調査)及び検案

警察官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く。)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県警察における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視(調査)を実施する。なお、現場での検視(調査)が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視(調査)を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて歯科医師会に応援を要請する。

3 整理保存すべき帳簿

(1) 遺体処理台帳(資料編・様式第34)

(2) 遺体処理費支出関係証拠書類

(3) 身元不明者調書(資料編・様式第36)

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

■実施担当：市民安全班

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

(資料) ・火葬場及び能力(資料編・別表第22)

2 整理保存すべき帳簿

(1) 埋火葬台帳(資料編・様式第35)

(2) 埋火葬費支出関係証拠書類

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第14章 ライフライン施設等の応急対策

市民生活及び被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は市災害対策本部との連携の緊密化及び協力のもと、被害状況を早期的確に把握し、火災、爆発など二次災害の防止を図り、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため浄水施設の十分な機能を確保する。

工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。

下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

1 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合は、非常体制を発令し、本社等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

- ・超高压系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- a 人命に関わる病院

- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 変電設備

変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦ガスネットワーク株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。（震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り

早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

■実施担当：上水道班

1 水道事業者（市）における措置

水道施設の被災により給水できなくなった場合は、応急給水及び施設復旧体制を速やかにとる。断水が長期間にわたると市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため浄水施設の十分な機能を確保し、「安城市災害対策緊急時対応組織図」（資料編・別図第3）に基づき、関係業者と連携して浄配水場から避難所等に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

また、この応急給水及び施設復旧は被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配水管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設給水栓を設置する。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

市が独自で十分に応急措置等が実施できない場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき西三河水道連絡協議会または愛知県水道震災復旧支援センターへ応援を要請する。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

(4) 被災後の広報

被災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、広報に努め、周知を図る。

第4節 工業用水道施設対策

1 工業用水道事業者（県）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

■実施担当：下水道班

1 下水道管理者（県及び市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

あわせて、停電したマンホールポンプを稼働させるため、発電機を積み込んだトラッ

クによる巡回運転を行い、下水の溢水防止に努める。

(2) 応援の要請

市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、県を通して下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

(3) 被災後の広報

市民に対して、下水道施設の被害状況、復旧状況等の広報に努め、周知を図る。

また、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

(資料) ・災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

第6節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（NTT西日本株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

NTT西日本株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア NTT西日本株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

ケーブルの断線、交換機及び電力設備の被災に対し、可搬型無線機、非常用移動電話交換装置及び移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。

なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、NTT西日本株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を

行う。

3 県、市及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

ウ 株式会社キャッチネットワーク

通信事業者（株式会社キャッチネットワーク）において、災害時実施される災害放送が開始された時点で、安城市公衆無線LANサービスのSSID「Anjo-City-Free」について、当該事業者より災害モードへの切り替えを実施し、接続時間及び回数を無制限で接続できるように設定情報を変更する。

（資料）・安城市公衆無線LAN災害時専用アクセスポイントの運用に関する協定書

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第7節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

1 県、市及びライフライン事業者等における措置及び空路の活用

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、国の現地災害対策本部と県災害対策本部の合同会議や国の調整会議等における

対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び空路の活用

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第15章 住宅対策

あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うよう努めるものとする。

家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

■実施担当：建築班

1 県における措置

(1) 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、2(1)の被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるように努める。

2 市における措置

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 危険度の判定

応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が建築物及び宅地の被災状況を現地調査して、危険度を判定し、建築物又は宅地に判定結果を表示することにより、建築物又は宅地の所有者等に注意を喚起する。

第2節 被災住宅等の調査

■実施担当：建築班・調査班

1 市における措置

市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他、住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 罹災台帳並びに罹災証明書

- (1) 災害が発生したときは、罹災状況調査票兼罹災台帳（資料編・様式第20）により、罹災状況を調査し、記載する。
- (2) 住家が被害にあったときは、罹災証明書交付申請書（資料編・様式第21-1）により受け付け、罹災証明書（資料編・様式第22）を交付する。
- (3) 住家以外のものが被害にあったときは、被災届出書兼被災届出証明書（資料編・様式第21-2）により受け付け、交付する。

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

■実施担当：建築班・財政班

1 県（建設部）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。また、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

また、被災者が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他の市町村に被災者の受け入れについて協力依頼するとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あつせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

■実施担当：建築班・財政班

1 県（建設部）、救助実施市及び市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

市は、県と協力して、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を設置し、暫定的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県及び救助実施市は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県及び救助実施市は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

イ 入居の申請

地震災害の被災者で応急仮設住宅へ入居しようとする者は、応急仮設住宅使用申込書を市長に提出しなければならない。

ウ 入居者の選定及び通知

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託して、市がこれを行う。

なお、入居者の選定に当たっては要配慮者に十分配慮する。

また、入居者の選定結果の通知は、応急仮設住宅使用（許可・却下）通知書により行う。

エ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して、

市がこれを行う。

- (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

オ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供与期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合であって、市が被災住宅調査等により応急仮設住宅が必要と判断したときは、設置及び管理運営を市が行う。

3 応急仮設住宅入居及び管理に関する整理保存すべき帳簿

- (1) 応急仮設住宅使用申込書（資料編・様式第59-1）
- (2) 応急仮設住宅使用（許可・却下）通知書（資料編・様式第59-2）
- (3) 応急仮設住宅使用貸借契約書（資料編・様式第60-1）
- (4) 応急仮設住宅退居届（資料編・様式第60-2）
- (5) 応急仮設住宅台帳（資料編・様式第61）
- (6) 応急仮設住宅入居予定者名簿（資料編・様式第62-1）
- (7) 応急仮設住宅入居者名簿（入居者台帳）（資料編・様式第62-2）
- (8) 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書
- (9) 応急仮設住宅建設のための工事代金等支払証拠書類

第5節 住宅の応急修理

■実施担当：調査班・援助班・建築班

1 県（防災安全局・建設部）、救助実施市及び市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。

市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

（ア）応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

（イ）修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

（ウ）修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

（エ）修理の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

（オ）修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

（ア）応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

（イ）修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

（ウ）修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

（エ）修理の期間

災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

（オ）修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

（2）応援協力の要請

市は、住宅の応急修理が必要となった場合には、市内建設事業者に対し、住宅の応急修理の協力を要請する。

2 災害救助法の適用

（1）災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関とな

る。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合であって、市が被災住宅調査等により住宅の応急修理が必要と判断したときは、市が行う。

第6節 障害物の除去

■実施担当：建築班

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第16章 学校における対策

災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

■実施担当：教育総務班、学校教育班

1 県（教育委員会）、市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

津波警報等は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

■実施担当：教育総務班、学校教育班

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

学校から電話その他の方法により施設の被害状況を調査する。被害の大きい施設その他必要なものについては、現地調査を行う。なお、写真等により被害状況を記録する。

教育の円滑な継続を確保するため、速やかに施設の応急復旧を実施する。

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

3 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

■実施担当：学校教育班・教育総務班

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

■実施担当：教育総務班、学校教育班

1 市における措置

(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6（風水害等事故発生状況報告書）により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 整備保存すべき帳簿

(1) 学用品購入（配分）計画表（資料編・様式第50）

(2) 学用品受払簿（資料編・様式第51）

(3) 学用品の給与状況（資料編・様式第52）

(4) 学用品購入関係支払証拠書類

3 学校給食対策

(1) 学校給食共同調理場は、災害時においては非常炊き出しにも使用するもので、被害が発生したときは速やかに修理する。

(2) 施設が使用不能となったときや大量の非常炊き出しを行う必要があるときは、パン・ミルク給食、クラッカー給食等非常時の応急措置をとるとともに、必要に応じて学校給食を中止する。

4 文化財の保護

市教育委員会、文化財所有者等は、文化財が被災したときは、その被害状況を調査し、写真等により記録するとともに、二次的な被害の起こらない措置を講じる。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。

大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

■実施担当：企画班・都市対策班・関係部班

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

■実施担当：職員班

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

また、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などは、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進めるものとする。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

したがって、各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

さらに、市は、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

■実施担当：関係部班

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

2 災害復旧計画の策定

災害復旧計画の基本計画の策定は、災害復旧事業を所掌する各課が策定する事業別災害復旧計画を集約、調整し、経営情報課が行う。

3 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 道路災害復旧事業
- ウ 下水道災害復旧事業
- エ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) その他の災害復旧事業

4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- キ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。

5 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

■実施担当：関係部班

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章）

ア 公共土木施設災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業（小・中学校、幼稚園）

エ 公営住宅災害復旧事業（市営住宅）

オ 児童福祉施設災害復旧事業（保育園、認定こども園、サルビア学園）

カ 老人福祉施設災害復旧事業（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム「安寿の里」・「小川の里」・「あんのん館福益」）

キ 障害者支援施設等災害復旧事業（虹の家）

ク 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)

ケ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成（激甚法第3章）

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成（激甚法第4章）

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成（激甚法第5章）

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

オ 水防資材費の補助の特例

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

■実施担当：関係部班

1 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物等処理対策

市は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。

第1節 災害廃棄物等処理対策

■実施担当：清掃班・物品調達班

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画

市は、災害廃棄物処理計画に基づき被災状況を調査し、発生した災害廃棄物等の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物等の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物等の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物等処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として死亡獣畜取扱場において処理をする。死亡獣畜取扱場において処理できないときは、県の指示を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋却する。

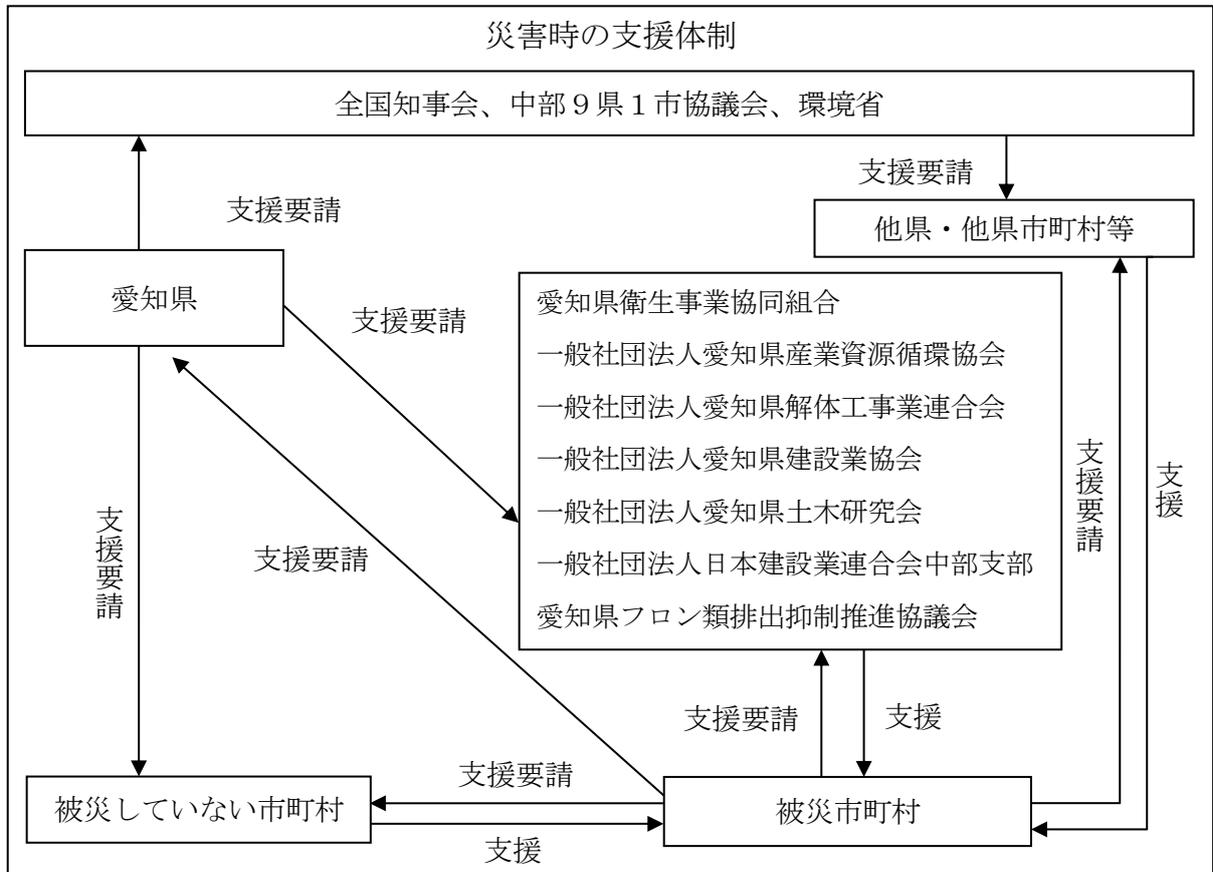
(5) 損壊家屋等の解体及び撤去

損壊家屋等の解体及び撤去は、関係部署と連携して行う。家屋の損壊によるがれきのうち、道路上にあり、復旧作業等に支障があるものは速やかに撤去し、倒壊の危険性があると判定された損壊家屋等は早期に所有者と協議し、優先的に解体する。

(6) 周辺市町及び県への応援要請

県及び市町等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町又は県に応援要請を行う。

- (資料) ・ 廃棄物処理施設 (資料編・別表第27)
- ・ 収集・処理車両保有状況 (資料編・別表第28)
- ・ 死亡獣畜取扱場 (資料編・別表第29)



第4章 震災復興都市計画の手続き

県及び市町村は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

第1節 第一次建築制限

■実施担当：都市対策班・建築班・関係部班

1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

第2節 第二次建築制限

■実施担当：都市対策班・建築班・関係部班

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市町村都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

■実施担当：都市対策班・建築班・関係部班

1 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は、都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付等

■実施担当：調査班

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 独立行政法人都市再生機構における措置

地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

■実施担当：援助班・会計班・調査班・関係部班

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら

ら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の免税等

■実施担当：援助班・会計班・調査班・市民安全班・関係部班

1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管局）における措置

（1）災害見舞金の支給

県は、地震災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

2 市における措置

（1）被災者生活再建支援金等

ア 被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯に対して、安城市被災者生活再建支援制度により、支援金を支給する（費用負担：県1/2、市1/2）。

（2）災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市1/4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市1/4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2/3、県1/3）

（3）市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

（4）義援金、義援物資の受付、支給

ア 義援金、義援物資の受付

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

また、義援物資を受ける場合は、被災者が必要とする物資を明確に示すとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地で円滑かつ迅速な仕分けと配送ができるよう配慮した方法とするように依頼をしていく。

イ 義援金、義援物資の支給

(ア) 県より寄託された義援金、義援物資については、県の配分計画に基づき配布する。

(イ) 日赤県支部は義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに市と関係団体で義援金配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。

なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うとともに地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

愛知県社会福祉協議会は、市社会福祉協議会を窓口とし、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金を貸付け、民生委員の協力を得て必要な援助、指導を行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

7 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

第4節 住宅等対策

■実施担当：建築班

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

■実施担当：物品調達班

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

■実施担当：物品調達班

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の 対応

第1章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

■実施担当：本部班

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、安城市災害対策実施要綱に定めるところにより第1非常配備準備体制をとり、必要に応じて情報連絡会を開催する。

（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」4「津波警報等情報の伝達」を参照。）

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

■実施担当：本部班

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、安城市災害対策実施要綱に定めるところにより第1非常配備警戒体制をとり、災害対策本部を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」4「津波警報等情報の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭にお

ける備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などにに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討し、事前避難対象地域を設定した場合は、国からの指示が発せられた際に、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

県（防災安全局、関係局）及び市は、市が高齢者等事前避難対象地域及び住民事前避難対象地域を設定した場合は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域を設定した場合は、当該地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の

事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

- ア 所管区域内の監視及び警戒
- イ 調整池・水門等の操作
- ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、防災ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

上記の（ア）～（ク）における実施体制（（ク）においては実施必要箇所を含む。）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

(ア) 市立学校にあつては、次に掲げる事項

- a 児童・生徒等に対する保護の方法
- b 事前避難対象地域を設定した場合は、当該地域内にある市立学校の避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(イ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- a 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- b 事前避難対象地域を設定した場合は、当該地域内にある社会福祉施設の避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

- ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等
- イ 河川等について、水門等の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

- ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

7 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、安城市災害対策実施要綱に定めるところにより第1非常配備準備体制をとり、情報連絡会を開催する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「津波警報等の伝達」4「津波警報等情報の伝達」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

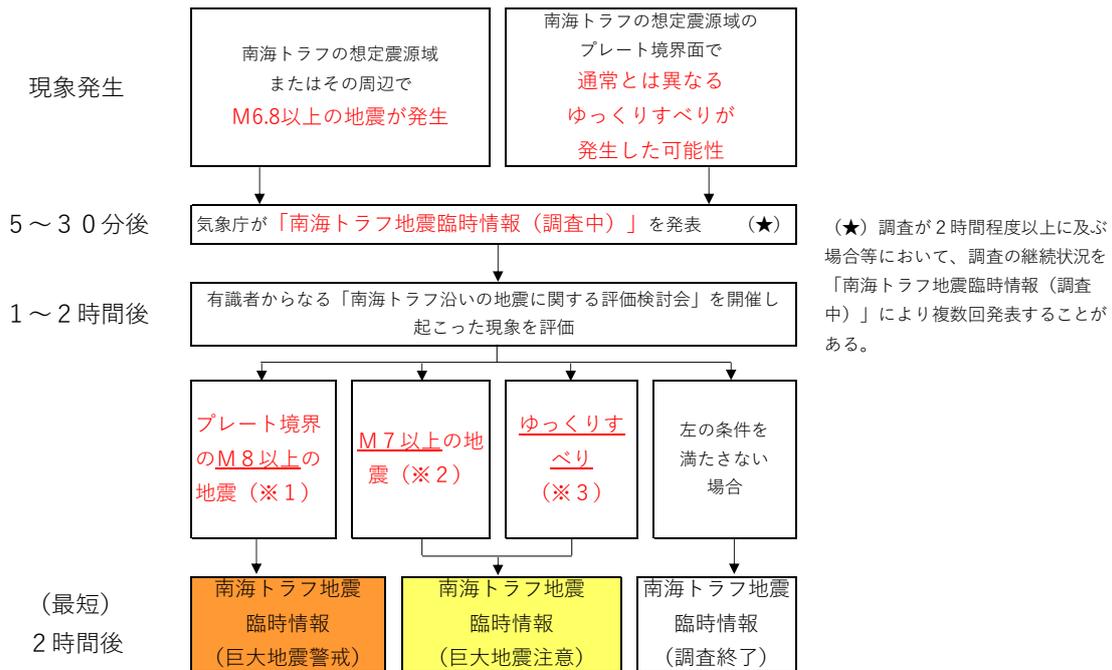
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50Km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

[広報に関する事項]

県（防災安全局、関係局）、市、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災に関する知識の普及

県及び市は、第3編第11章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(2) 自動車運転者に対する広報

県、市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

県及び市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第11章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関連する情報

1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

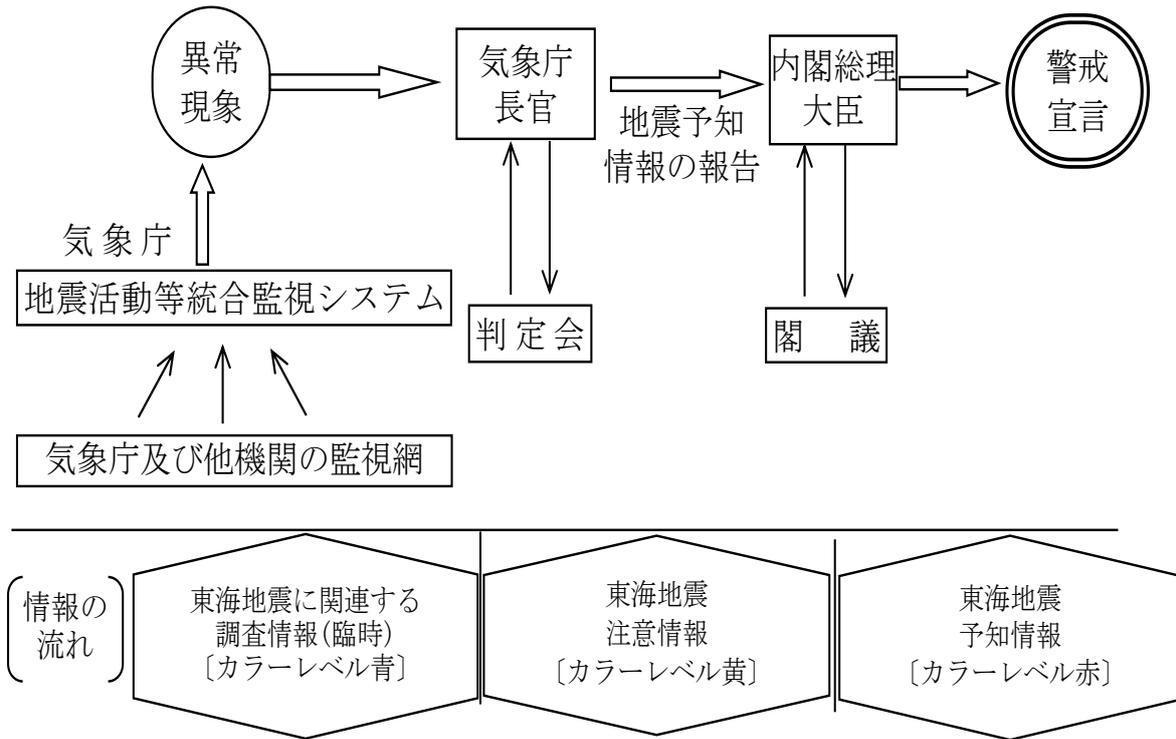
なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

表第3-1

種類	内容等	防災対応
東海地震 予知情報 (カラーレベル 赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震 注意情報 (カラーレベル 黄)	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められる場合には、その旨が本情報で発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警準備本部設置 ・準備行動の実施 ・市民への広報
東海地震に関連 する調査情報 (カラーレベル 青)	臨時	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制
	定例	
	定例	毎月定例の判定会で評価した調査結果が発表される。

2 警戒宣言発令までの流れ

図第3-1 東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ



第2章 地震災害警戒本部の設置等

気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員
の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市は地震災害警戒本部を、速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

第1節 地震災害警戒本部の設置等

■実施担当：本部班

1 市における措置

(1) 東海地震注意情報が発表された場合、市長は、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

(2) 警戒宣言が発せられた場合、市長は、直ちに安城市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、地震災害警戒準備本部を設置する。

(3) 警戒本部等の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令（昭和53年政令第385号）、安城市地震災害警戒本部条例（平成14年条例第22号、資料編・関係規程6）、安城市地震災害警戒本部要綱（資料編・関係規程8）及び安城市災害対策実施要綱（資料編・関係規程9）に定めるところによる。

(4) 地震防災応急対策要員の参集

ア 市長は、次に定めるところにより、市職員に参集を命ずるものとする。

(ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。…第1非常配備警戒体制

(イ) 東海地震注意情報が発表されたとき。…第2非常配備

(ウ) 東海地震予知情報が発表された時又は警戒宣言発令に伴い地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けたとき若しくは警戒宣言発令を知ったとき。…第3非常配備

2 その他の防災関係機関における措置

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、県内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

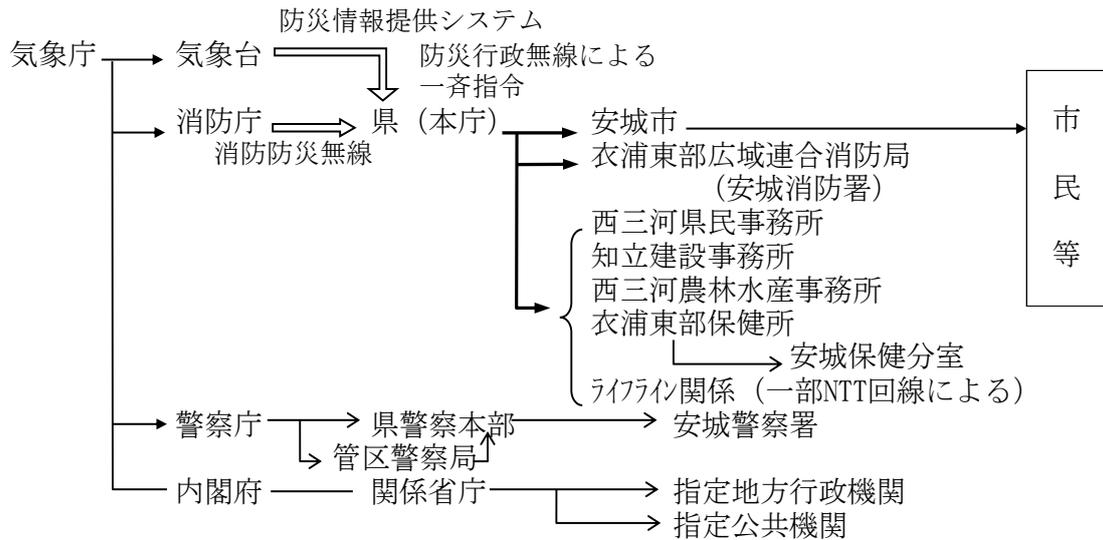
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

■実施担当：本部班・情報広報班・消防班

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））

図第3-2



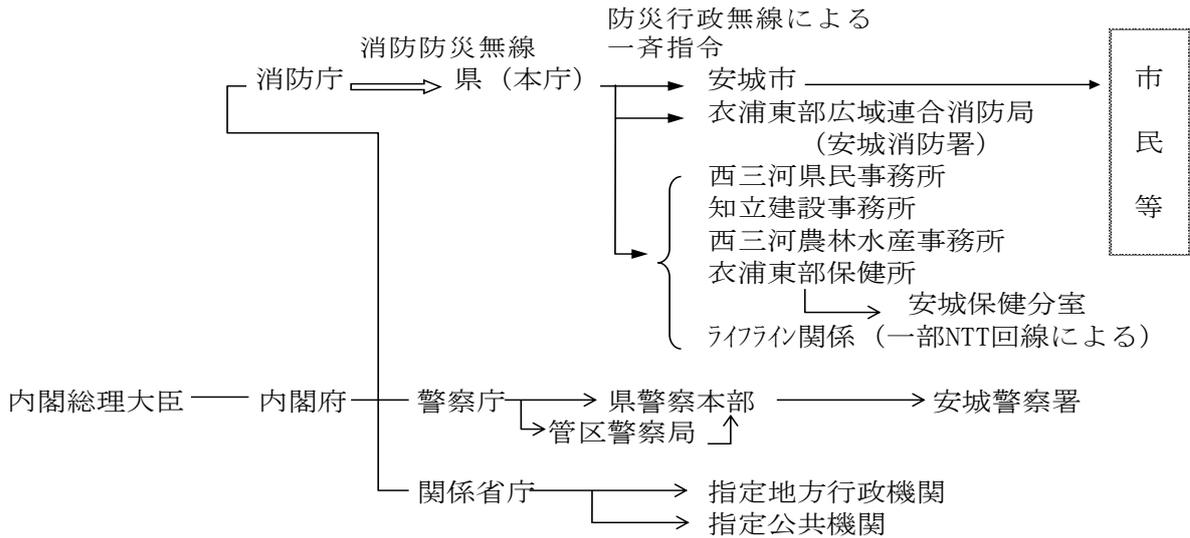
(参考) 東海地震注意情報連絡伝達文

庁内放送（東海地震注意情報発表時）

「本日〇〇時〇〇分東海地震注意情報が発表されましたので、本庁各課にあつては直ちに安城市災害対策実施要綱に定めるとおり、第2非常配備体制をとってください。」

(2) 警戒宣言

図第3-3



(参考) 警戒宣言発令伝達参考文

庁内放送（警戒宣言発令以降の例）

「本日〇〇時〇〇分 [〇〇〇総理大臣] は、東海地震の [地震災害警戒宣言] を発表しましたので、直ちに安城市災害対策実施要綱に定めるとおり、第3非常配備体制をとってください。」

表第3-3

[内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文]

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ・ラジオに注意してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○ ○

2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 市の内部伝達、住民等への伝達

- (1) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、防災行政無線、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法等については、第3編第1章第2節2(2)イ「職員の勤務時間外の伝達方法及び参集」に定めるところによる。
- (2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等へ伝達するものとする。

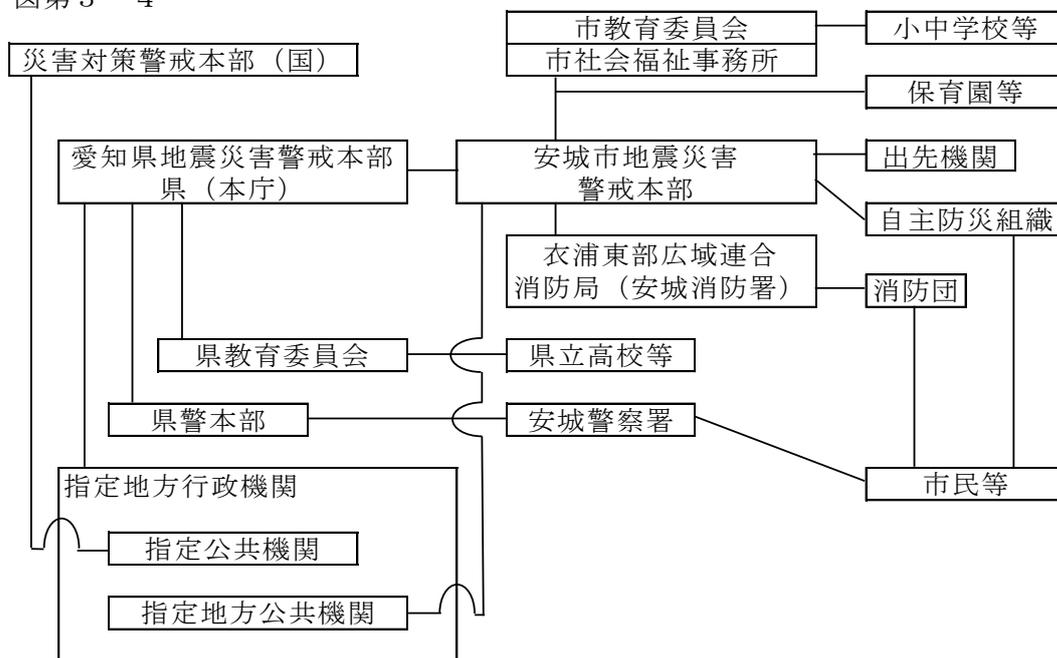
4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

5 警戒本部を中心とした情報の一般的収集及び伝達

伝達系統は次のとおりとし、各機関は地震防災応急対策の実施状況及び実施に必要な情報を積極的に収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

情報の一般的収集、伝達系統図
図第3-4



警戒宣言が発せられた場合、NTT電話の利用が増加し、異常な混乱が生じ通話不能な事態の発生が予想されるので、平常時から警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼び掛けることとする。したがって、通話の状況によっては、災害時優先加入者（防災関係機関、警察、病院等）の通話確保のため、一般通話は発信規制される場合もある。

防災関係機関は、警戒宣言の発令に伴う異常事態の対応にあたっては、異常な混乱時の災害時優先電話により情報伝達、収集等に努めるものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

■実施担当：本部班・消防班・情報広報班

1 市における措置

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

(資料) ・地震予知情報及び警戒宣言発令連絡系統図 (資料編・別図第4)

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) ライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地区外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

火気の使用、危険な作業等の自主的制限、消火の準備、飲料水等の緊急貯水、非常持出品の点検及び準備等

[市長から市民への呼びかけ例文]

市民の皆さん、安城市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、安城市内では、震度5弱から6弱程度の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に、市を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

〇〇万市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備

えて、万全の対策をお願いします。

[市長から市民への呼びかけ例文（英語）]

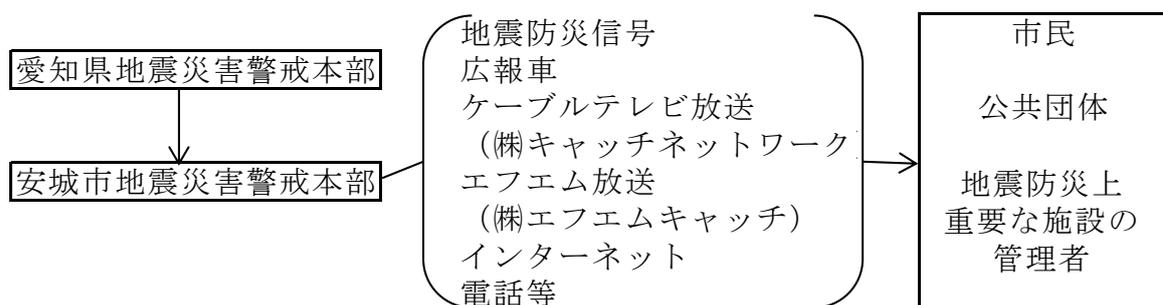
Fellow citizens of Anjo: I am ○○, the Mayor of Anjo.
 As you are already aware, the Prime Minister issued a warning at ○:○ this morning (afternoon/evening) regarding the likely occurrence of a major earthquake in this area.
 Should this earthquake occur, it is expected that Anjo would be hit by a very severe earthquake.
 The municipal governments offices as well as other organizations concerned have already formed a system for disaster prevention and emergency relief schemes, and I now ask all of you for your attention as I explain the following procedures for when an earthquake occurs.
 First, please refrain from using an open flame, using private vehicles, or engaging in dangerous work. Next, prepare as much water for drinking and extinguishing fire as you can.
 In addition, it is essential that everyone remains calm.
 Listen for correct and up-to-date news broadcasts, and do not be misled by rumors and unofficial reports.
 In the event you are evacuating your residence, please do so under the directions of local government officers, the police, and fire services personnel.
 I am sure that, with individual strength and the help of ○.○ million citizens of Anjo, we can cope with this emergency situation should it arise.
 Finally, I encourage all the people directly involved in the emergency relief operations to give their utmost effort in carrying out precautionary activities.
 Thank you for your cooperation.

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、ケーブルテレビ放送、インターネット又は自主防災組織等を通じて次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

図第3-5



(1) 地震防災信号

消防署、消防団の警鐘及びサイレンを利用して大震法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）第 4 条に定める信号により伝達する。

表第 3-5

警鐘	サイレン
<p style="text-align: center;">(5点)</p> 	<p style="text-align: center;">(約 4.5 秒)</p>  <p style="text-align: center;">(約 1.5 秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間を継続する。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用する。</p>	

(2) 広報車・消防車での巡回

放送設備を有する広報車及び消防車を利用し、市内をきめ細かく巡回して伝達する。

(3) 携帯電話へのメール配信

「緊急速報メール」「危機管理情報システム」「安全安心情報メール」により市民、職員、消防団、自主防災組織等にメールにより配信する。

(4) 株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチによる放送

株式会社キャッチネットワークのケーブルテレビ、株式会社エフエムキャッチのエフエム放送により臨時放送を行う。

(資料) ・災害時の放送に関する協定 (キャッチネットワーク・エフエムキャッチ)

(5) インターネット

Webサイトに掲載及びX (旧ツイッター) などのソーシャルメディアによる情報提供。

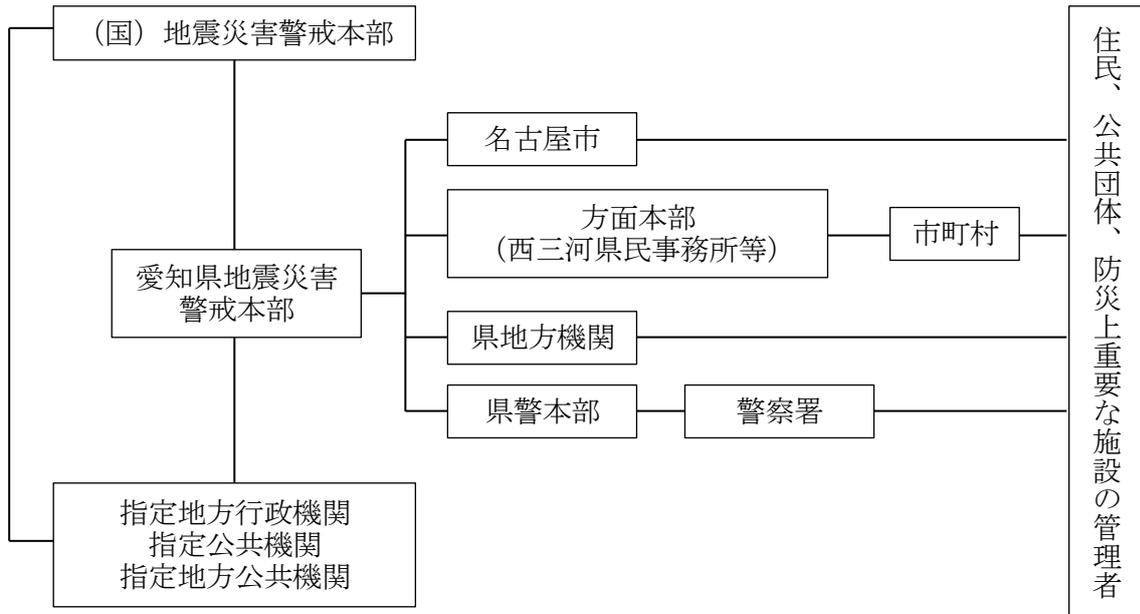
(6) 電話等

地震防災上重要な施設の管理者等に電話等により連絡する。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

■実施担当：本部班・避難所班・土木班・財政班・消防班

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式第1）」により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ② 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- ②地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ③消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ④応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑤施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑥犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑧緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）

⑩対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）

(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式第2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ① 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- ② 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- ③ 東海地震予知情報の伝達、避難指示
- ④ 消防、水防その他応急措置
- ⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥ 施設・設備の整備及び点検
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- ⑧ 緊急輸送の確保
- ⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- ⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

①は、危険な事態、その他異常な事態が発生した後、直ちに行う。

②は、避難に係る措置が完了した後、速やかに行う。

③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行う。

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料や毛布等の生活必需品、医薬品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

また、製造業者、流通業者等と災害時の物品の調達に関する協定の締結を進め、必要数量の優先的確保及び調達手続等の簡略化、迅速化を図るとともに発災後の必要数量の確保が困難と思われる場合は、県へ援助の要請をする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

地震防災応急対策に係る措置を実施するために特に必要があると認めるときは、市長は、大震法第27条第1項の定めにより、区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、市長は、土地建物等の占有者等到大震法施行令第13条に定める通知等をするものとする。この措置をとったときには、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

また、市長は、特に必要と認めるときは、地震防災応急対策に係る措置を実施するため、協力命令等を発することができる。

第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保

■実施担当：物品調達班・衛生班・建築班

市は、警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の被災者救護のために、必要な食料、医薬品等の備蓄を図るものとする。これに要する人員体制は、安城市災害対策実施要綱の定めるところによるものとする。

1 市における措置

(1) 主要食料の確保

市は、食料の調達に関する協定を締結している機関を始め、食品製造事業所又は食料品を扱う大規模小売店、小売店等の協力を求め、主食及び副食の確保に努める。

また、小売業者に対しては、可能な限り営業の継続及び混乱に乗じた不当利益や買占めの防止を図るよう関係団体を通じあらかじめ要請し、一般市民に対する供給確保に努める。

更に、市内で調達不可能な場合を予想して、県、日赤愛知県支部、近隣市町村等に対して協力を要請し、物資の供与体制の確保に努めるものとする。

(2) 医薬品等の確保

市は、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努めるものとする。

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料の確保については、市において調達を図るものとする。

また、株式会社スギ薬局との協定（資料編・協定等26）に基づき、医療品、衛生用品等の確保に努める。

なお、発災後、市内で医薬品等の供給確保が困難な場合は、県、日赤愛知県支部等に備蓄品の放出を要請するものとする。

（資料）・災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書

- ・災害救助物資の緊急調達に関する協定
- ・災害時における食品の衛生確保等に関する協定書
- ・災害時における食料品等の供給協力に関する協定書

（3）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

市は、応急仮設住宅が必要となった場合に備えて、市内建設事業者及び社団法人プレハブ建築協会に対し、仮設住宅建設等の協力を要請する。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

■実施担当：各部各班・財政班・職員班・衛生班・清掃班・上水道班・下水道班

1 市における措置

（1）緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

（2）廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

収集及び運搬は車両等で行い、一時集積場を確保するとともに、処分地についても地震等災害時も含めて十分な確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能となった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

し尿処理は、石灰等による衛生措置を講じ埋立て等の処分を行う。

（3）防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時における防疫等衛生対策として、生活環境の悪化地域等に対して、消毒方法、清潔方法及びそ族昆虫等の駆除を実施するため、その緊急時に対応できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整えるものとする。

(4) 医療救護用の資機材・人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のため、災害時の医療救助に関する協定（資料編・協定等37）に基づき、安城市医師会に協力を求めるとともに、次のような措置を行うものとする。

（ア）安城市保健センターを拠点として、医療救護活動の準備を進めるものとする。

（イ）発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合には、市は、県に対し、その編成及び派遣の準備を要請するものとする。

イ 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成及び派遣の準備を行い、災害発生に備えるものとする。

ウ 安城市医師会は、東海地震注意情報が発表された段階から、緊急事態に備え、いつでも出動できるよう医療救護班の準備体制をとる。

エ 市は、医療救護活動に必要な医薬品等衛生の整備に努めるものとする。

2 水道事業者等における措置

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、震災に備え居住者等の飲料水等の貯水のため、配水池の運転操作に必要な人員の配備、応急給水に努めるとともに、災害に備え市内の水道工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」（資料編・協定等3）を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

イ 給水確保に関する災害応急対策は、「安城市水道事業地震防災強化計画」による。

(2) 下水道管理者

下水道管理者（県（建設部）及び市）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

3 鉄道事業者における措置

東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備えて、およそ次のような措置を講ずるものとする。

(1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材及び機器についてもその所在を確認する。

(2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

4 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確

保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。

5 ガス事業会社における措置

東邦ガスネットワーク株式会社及びその他のガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し、確保に努める。

6 通信事業者及び移動通信事業者における措置

(1) NTT西日本株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

また、他の通信会社はこれに準じた措置をとるものとする。

(2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一
体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

■実施担当：各部各班・安城警察署・鉄道会社・バス会社

1 市における措置

警戒宣言が発せられた場合、市は、地震発生後の火災等から避難を容易にするための措置
や発災前の避難行動による混乱防止措置をとるとともに、要配慮者や園児、児童・生徒の安
全対策を実施する。

(1) 避難対象地区の周知

市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき範囲（以下「避難対
象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対
象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その
他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。

なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、釣り人等の外来者の避難対策を講じ
ておくものとする。

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要
があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、ある
いは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を警戒宣言時には避難者に支
給しない場合は、その旨を周知するものとする。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の
保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものす
る。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるも
のとする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、あらかじめ自主防災組織又は町を単位とし、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、
妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるもの
とする。これらの者の避難にあたっての介護又は搬送は、原則として、本人の親族又は本人

が属する自主防災組織が担当するものとし、市は介護又は担送に必要な資機材の提供その他の支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

(8) 自主防災組織等の協力を得て、市民のとりべき行動・安全確保について周知を図るとともに、自主防災組織と連携して、避難場所及び避難所の混乱防止や秩序の維持を図る。

(9) 市は、避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について県に対し、備蓄する食料、物資の放出等の要請を行うことができるものとする。

(10) 避難所の運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、避難所班職員行動マニュアルなどを活用して、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

2 県警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 学校における措置

(1) 園児、児童生徒の安全対策

園児、児童生徒の安全を確保するため、強化地域内外においては、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 園児、児童生徒が在学（園）中の場合には、授業（保育）、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校（降園）させる。

イ 園児、児童生徒が登下校（登降園）中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 園児、児童生徒が在宅中の場合には、休校として、園児、児童生徒は登校（園）させない。

（２）実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校等においては、（１）の原則を踏まえて、通学（園）方法、通学（園）距離、通学（園）時間、通学（園）路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者及び地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

（３）園児、児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ園児、児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

（４）施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第２節 消防、浸水等対策

■実施担当：維持管理班・消防班・土木班

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- （１）正確な情報の収集及び伝達
- （２）火災、水災等の防除のための警戒
- （３）津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- （４）火災発生の防止、初期消火についての市民等への広報
- （５）自主防災組織等の防災活動に対する指導
- （６）地震防災応急計画の実施の指導
- （７）迅速な救急救助のための体制確保
- （８）監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- （９）水防資機材の点検、整備、配備
- （１０）その他必要な措置の実施

（資料）・重要水防箇所（資料編・別表第１４）

- ・土砂災害危険箇所（資料編・別表 1 5 - 1）
- ・土砂災害警戒区域（資料編・別表第 1 5 - 2）

第3節 社会秩序の維持対策

■実施担当：安城警察署

1 県警察における措置

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第4節 道路交通対策

■実施担当：市民安全班・維持管理班・安城警察署・鉄道会社・バス会社

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの

流出は制限しない。

ウ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、大震法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するため、次の要領により、歩行者又は車両の通行を禁止、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

エ 津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通ずる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報及び指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法

施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認申出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」（資料編・様式第57）を県（西三河県民事務所）又は安城警察署（交通検問所）に提出する。

また、緊急輸送車両の事前申請については、「緊急輸送車両等事前届出書」（資料編・様式第56）を県公安委員会（警察署）に提出する。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」（資料編・様式第58）を「標章」（資料編・別図第9）とともに申出者に交付する。

(7) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

2 県、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道

■実施担当：鉄道会社

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。

また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 東海旅客鉄道株式会社における措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱

(ア) 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

(ア) 新幹線

a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

c 想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(イ) 在来線

a 強化地域への進入を禁止する。

b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止する。

c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客への対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難地へ避難させる等の必要な措置をとる。

2 日本貨物鉄道株式会社における措置

東海地震注意情報が発表された段階から、強化地域内を運転中、又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車については、原則として最寄りの貨物駅に抑止の手配を行う。

3 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

(ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

(ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

(イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

(ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

(エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

(ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

(イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

(ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

(イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

第6節 バス

■実施担当：バス会社

1 路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

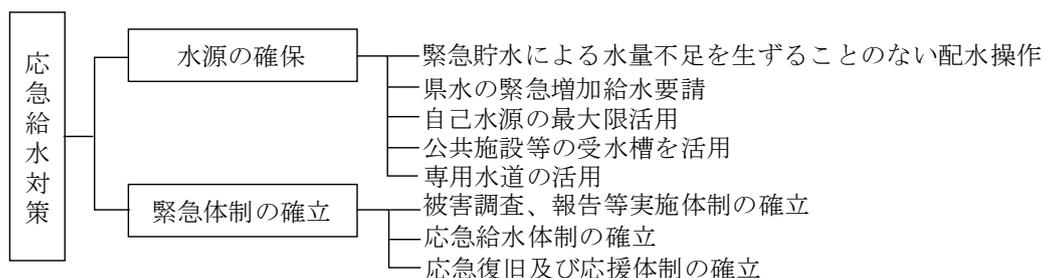
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

■実施担当：上水道班・物品調達班・中部電力パワーグリッド（株）・東邦ガスネットワーク（株）・
NTT西日本（株）・（株）キャッチネットワーク・（株）エフエムキャッチ

1 市及び水道事業者における措置

市及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、「安城市水道事業地震防災強化計画」に基づく応急給水対策として次の措置をとるものとする。

図第3-6



前記の内容については、次のとおりとする。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保

等配水操作に十分留意する。

- (2) 愛知県西三河水道事務所に対して、緊急増加給水要請を行い最大限の給水量確保に努める。
- (3) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送配水に努める。
- (4) 自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県(企業庁)に緊急増量の要請を行うものとする。
- (5) 公共施設、ビル、アパート等の受水槽及び専用水道を利用して応急給水できるように努める。
- (6) 市は、「災害時における飲料水の供給に関する協定」(資料・協定等8)を締結した事業所等に対して、飲料水の確保を要請する。

(7) 緊急体制の確立

ア 東海地震注意情報が発表された場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

イ 給水体制の確保

(ア) 応急給水量について

応急給水量は、被災後の経過日数ごとに、目標水量及び運搬距離を定め、確保に努める。応急給水量の目標については、第3編第11章第1節2(4)を参考にする。

(イ) 応急給水の対象者

応急給水の対象は、災害を起因とした事由により水道水の供給が得られない被災者とする。

(ウ) 応急給水の方法

水道の代替手段は、拠点給水、運搬給水とする。

ウ 応急復旧体制及び応援体制の確立

発災により被災した水道施設が復旧できるまでの一時的な給水を目的として、応急復旧体制及び応援体制を確立する。

2 県における措置

- (1) 県(企業庁)は、警戒宣言が発せられた場合、県営水道受水団体に対して、浄水場の浄水池や広域調整池等を利用し、可能な限り所要の給水量を確保するものとする。
- (2) 県は、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法(昭和32年法律第177号)第40条に基づく水道用水の緊急応援を命ずるものとする。

3 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

中部電力パワーグリッド株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

- (1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措施

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

4 都市ガス事業会社における措置

東邦ガスネットワーク株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

また、他の都市ガス事業会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

5 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報

道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

6 通信事業者における措置

NTT西日本株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次の事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- イ 電報の受付及び配達状況
- ウ 加入電話等の開通、移転等の工事及び障害修理等の実施状況
- エ NTT西日本株式会社東海支店における業務実施状況
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法(第2編第2章第3節6「通信施設」参照)
- カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等の発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。

なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等の発表前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近市民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

7 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織

を整備して、自ら活動を実施するとともに、県および市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障害者等への配慮

放送にあっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

8 放送関係

株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチは、東海地震注意情報が発表された段階から、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

第8節 生活必需品の確保

■実施担当：本部班

1 国、県（防災局、農林水産局、経済産業局）及び市における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

国及び県・市町村は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

2 県（防災安全局、関係局）及び市における措置

市は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

第9節 金融対策

■実施担当：金融機関・保険会社・少額短期保険業者・火災共済協同組合・証券会社等
預金取扱金融機関、保険会社、少額短期保険業者、火災共済協同組合及び証券会社等は、警

戒宣言が発せられたときは、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じる。

1 預金取扱金融機関の措置

(1) 窓口営業の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(2) 取引者に対する営業停止等の周知徹底

営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

(3) 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(4) 警戒宣言解除時における平常営業の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

2 保険会社及び少額短期保険業者の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止すること。

(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

(3) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。

(4) 警戒宣言が解除された場合には、できる限り速やかに平常の営業を行うこと。

3 火災共済協同組合の措置

(1) 組合において、共済証書等を焼失又は流失した共済契約者については、罹災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者共済金の支払い、共済約款に基

づく貸付等の利便を図る。

共済金の支払い等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

- (2) 組合において、共済事業に関する業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

4 証券会社等の措置

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所の窓口における業務を停止すること。
- (2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合には、できる限り速やかに平常の業務を行うこと。

5 電子債権記録機関の措置

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。
- (2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期すため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合には、できる限り速やかに平常の営業を行うこと。
- (5) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

第10節 郵政事業対策

■実施担当：郵便事業者

1 日本郵便株式会社における措置

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- (2) (1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局

前等に掲示するものとする。

- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。
- (4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

第11節 病院、診療所

■実施担当：衛生班・安城市医師会・病院・診療所

1 病院、診療所における措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- (3) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第12節 百貨店等

■実施担当：百貨店等

1 百貨店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第13節 緊急輸送

■実施担当：物品調達班・土木班・財政班・安城警察署

1 県（防災安全局、関係局）、市及び関係機関における措置

- (1) 県、市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用の車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者

- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員、物資及び機材

3 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、県、市、関係機関等が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たって輸送手段の競合を生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において必要な調整を行うものとする。

4 緊急輸送道路

警戒宣言が発令時の、本市域における緊急輸送道路は、第2編第2章第2節2(2)「緊急輸送道路の指定」で定める道路とする。

5 緊急輸送車両の確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第4節1(6)「緊急輸送車両の確認」に定めるところによる。

6 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第8号）第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

■実施担当：企画班

1 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は帰宅困難者、

滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

第1節 道路

■実施担当：維持管理班

地震が発生した場合、予想される道路の被害は、のり面の崩落、高盛土箇所への崩壊、路面のき裂、沈下、橋りょうの損壊、ガス管、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊が想定される。

このため、市は東海地震注意情報が発表された段階から、所管する道路のうち、特に緊急輸送道路及び避難路として指定された路線並びに道路の損壊等が想定される危険箇所を主体に緊急点検を行うため次のとおり管理上の措置をとるものとする。

さらに、日常から道路及び橋りょう施設の危険箇所の調査及び耐震診断を実施し、今後計画的に改良を図る。

- (1) 路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合も、その内容を伝達するものとする。

- (2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (6) 県警察、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第2節 河川

■実施担当：土木班

東海地震注意情報が発表された段階から、必要に応じて河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、防災応急措置を講ずるとともに工事箇所がある場合には、中断等の措置をとるものとする。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

■実施担当：行政班・各部各班

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

- (1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地

震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

（ア）庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

（イ）市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

（ア）庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

（イ）市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

（2）その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

2 小・中学校、認定こども園、保育園、サルビア学園

市立学校においては、第4章第1節3「学校における措置」に定めるところによる。

なお、当該学校に保護を必要とする児童・生徒がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

また、認定こども園、保育園及びサルビア学園においても、市立学校の例に準ずるものとする。

3 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

■実施担当：本部班・各部各班

- (1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は、第3節1「一般的事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
- (2) 市の防災計画に定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、第3節2「小・中学校、認定こども園、保育園、サルビア学園」に掲げる措置をとるとともに、市が行う緊急避難場所、避難所又は医療救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入及び配備に協力するものとする。

第5節 工事中の建物等に対する措置

■実施担当：各部各班

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

■実施担当：本部班・職員班

1 市における措置

- (1) 防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。
- (3) 市長は、市において防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条第1項の規定により、愛知県知事等に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

2 費用の負担方法

- (1) 他県又は他市町から本市に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

■実施担当：行政班

(1) 自衛隊の派遣要請

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市域の地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための自衛隊の支援が必要と認めるときは、知事に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市地震災害警戒本部長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

なお、陸上自衛隊の調整窓口は、次のとおりである。

ア 陸上自衛隊中部方面特科連隊第2大隊

イ 連絡電話 0533-86-3151 課業時間内：内線3125（防災担当）

課業時間外：内線3290（当直）

(3) 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節3「災害派遣部隊の受入れ」及び4「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第3節 消防機関相互応援体制の整備

■実施担当：消防班

現行、消防機関相互の応援体制は、愛知県下及び西三河地区消防相互応援協定があるが、激甚災害の場合は、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入体制を整えるものとする。

第7章 市民のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、浸水想定区域などの避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へ速やかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。

なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛するものとする（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やLPガス等の安全措置をとるものとする。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替えるものとする（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 家庭内で備蓄している可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- (10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくものとする。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛するものとする。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- (8) 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。

安城市地域防災計画 地震災害対策計画編

昭和55年 3月	作 成
昭和57年 7月	一部修正
昭和58年 5月	一部修正
昭和59年 9月	一部修正
昭和60年 9月	一部修正
昭和61年 9月	一部修正
昭和62年 9月	一部修正
昭和63年 9月	一部修正
平成元年 9月	一部修正
平成2年 9月	一部修正
平成3年 9月	一部修正
平成4年 9月	一部修正
平成5年 9月	一部修正
平成6年 9月	一部修正
平成7年 9月	一部修正
平成8年 9月	全面改訂
平成9年 9月	一部修正
平成10年 9月	一部修正
平成11年 9月	一部修正
平成12年 9月	一部修正
平成13年10月	一部修正
平成15年 3月	一部修正
平成16年 3月	一部修正
平成16年 9月	一部修正
平成17年 9月	一部修正
平成18年 9月	一部修正
平成20年 3月	一部修正
平成21年 2月	一部修正
平成22年 3月	一部修正
平成22年10月	一部修正
平成24年 2月	一部修正
平成24年11月	一部修正
平成26年 2月	一部修正
平成27年 3月	一部修正
平成28年 2月	一部修正
平成29年 2月	一部修正
平成30年 1月	全面改訂
平成31年 3月	一部修正
令和2年 2月	一部修正
令和3年 2月	一部修正
令和4年 2月	一部修正
令和5年 2月	一部修正
令和6年 2月	一部修正
令和7年 2月	一部修正
令和8年 2月	一部修正

編集発行

安城市防災会議

(安城市市民生活部危機管理課)

住 所 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2220

